

第10回 B S E 問題に関する調査検討委員会（午前の部）議事録

平成14年3月25日（月）

農林水産省 第一特別会議室

目 次

1	開 会	1
2	フリーディスカッション	1
3	今後の進め方	2 4
4	閉 会	2 4

開 会

高橋委員長　それでは、おはようございます。連日、本当にご苦労さまでございます。ただいまから第10回BSE問題に関する調査検討委員会を開催します。

本日は加倉井委員、竹田委員、日和佐委員が所要でご欠席になっております。

本日の会議も円滑に進めてまいりたいと思っております。午前中は12時、場合によっては12時半までやりまして、それから後半部分は午後5時から7時ぐらいまでやろうと思っております。午前中は報告要旨(案)の第 部について検討し、午後、夜の部は第 部について検討いたします。

なお、本日の会議も公開として、傍聴者の方には別室の傍聴室においてテレビモニターを通じて傍聴していただいております。あわせて、会議資料も公表することにしております。

それでは、議事に入りますので、恐縮ですが、報道関係の方々には傍聴席の方へお移りいただきたいと思っております。

フリーディスカッション

高橋委員長　時間の関係で逐条審議という形はとらずに、全体を通じてやろうと考えております。それから、前回の会議の後、事務局から事実確認について誤りがあるところの指摘を文書をもっていただいております。それに基づきまして山内委員長代理に起草委員として第 部を修正していただいております。したがって、きょうの会議の進め方は、まず山内委員長代理から、前回配付したところの修正文で事実関係については特に逐一説明せずに、評価にかかわるところで変更があったところをまず説明していただきたいと思っております。その後、各委員から、特に評価にかかわることについて論点をそれぞれの立場から出していただいて、その論点を一つ一つ議論していきたいと思っております。なお、さらに事実確認について誤りがある点もまだまだあるかもしれません。しかし、それをこの場でやっておりますと非常に時間がかかますので、事務局には私ども委員の請求が

あった場合だけ回答いただくことにして、事実確認等についてさらに誤りがある場合は、文書をもってこの委員会あてに提出していただきたいと思います。事後検討していきたいと思いますが、それはこういう委員会を別途開くのではなくて、最終的な文言の修正の段階で確認していきたいと思っておりますので、事実認識についての事務方のご発言はこちらの要請があった問題だけについて回答いただきたいと考えております。

以上のような進め方でよろしゅうございましょうか。 それでは、そういう形で進めさせていただきますと思います。

まずは、また大層ご苦労かけましたが、修正点について起草委員の山内委員長代理から報告をしていただきたいと思います。

山内委員長代理 今回、事務局とのやりとりで非常に感じたのは、委員会での議論ですとこちらの質問に対してしっかりした回答が得られなかった例が随分ありましたが、文言になってのやりとりで事実関係がかなり具体的になってきたと思います。その事実関係については、もうこれをごらんいただくということで、先ほどの委員長のお話のように、私は評価にかかわる点だけを申し上げたいと思います。

前回もう既に行っているところもありますが、簡単にそれも含めてご説明します。まず3ページ目です。最初のパラグラフ、「また、我が国へのBSE病原体の侵入、さらに国内でのBSE病原体の増幅の可能性は否定できない」という文言、このところが修正されております。これは、少し前から読んだ方がいいのかもしれないね。「OIE報告に従っているが、現地調査など積極的な対応がとられる必要があった。また、我が国へのBSE病原体の侵入、さらに国内でのBSE病原体の増幅の可能性は否定できない」。このように直してあります。これは前回議論した内容にほぼ沿っているものと思いますが、逐条で……。

高橋委員長 いや、第 部の全部について。

山内委員長代理 一応全部やってしまいますか。

それでは、同じく3ページです。(1)の「1996年4月における肉骨粉等の牛への給与に関する農林水産省の行政指導の評価」、この中の真ん中のゴシックの部分です。「最終報告書の農林水産省への送付が遅れた理由は今となっては理解できない。両省の担当部局間の連絡体制が不備であったことは否めないが、連休の時期に重なっていたことも考慮すればやむを得ないものと考えられる」。

それから、その下、4行目、「しかし」以降です。「しかし、本委員会では法的禁止か

行政指導かについての議論は行われていない」。このように直してあります。

次、4ページです。下から2つ目のパラグラフで、ゴシックで書いたところ。「農林水産省は、国際的動向を把握する機会はあるにもかかわらず、適切な対応をすることを怠ったといえる。その背景には」、この後はかなり具体的な事実ですが、「英国からの肉骨粉等の輸入を禁止したこと、牛用飼料への肉骨粉の使用はほとんどなかったこと、国内にBSEがみられなかったことから、行政指導で実効が確保されると考えていたことに加え、97年の家畜伝染病予防法改正時の衆・参農水委の『今後とも指導すること』との附帯決議が全会一致でなされたことから、法的規制まで行わなかったものと考えられる」。このように直してあります。

次、5ページ一番上のパラグラフです。これは前の4ページの終わりからでいいと思うのですが、「家畜伝染病予防法の目的は『家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及び蔓延を防止することにより、畜産の振興を図ること』とされていて、人の健康被害は述べられていないが、BSEを取り入れたのは人への健康被害も重視したものであり、WHOの勧告に沿った対応である」。このように変えました。

次、ページめくっていただきまして6ページ、これはパラグラフで5つ目の「これらの経緯は」というところです。「これらの経緯は、国民には全く知らされないままで・・・」というところですが、ここは、「これらの経緯は、EUの暫定評価案について、EUが『Confidential』としていたため非公開になったもので、調査委員会では、EUの了解を得て公表したものである」というように、これはかなり事実関係にかかわることとも思いますが、このように直してあります。

次、7ページです。2つ目のパラグラフ、「腸管出血性大腸菌感染症」、これは「腸管出血性大腸菌O157感染症」の方がより妥当という竹田委員のコメントが入っていましたが、そのように直っていませんので、ちょっと直してください。このところの対応について、最後のところで、「実際には何もしていなかった」というのは、「以上のような状況を踏まえるとやむを得なかったのではないかと考えられる」。このように変えてあります。

7ページは終わりです。8ページは事実関係のみの修正です。

9ページ、「・2001年6月11日～14日のWHO/FAO/OIE専門家会議報告への対応」のはじめのパラグラフ、「農林水産省では課長補佐が出席した。帰国後、畜産部職員を対象とした説明会が行われたが、本会議でのとりまとめの内容は、農林水産省としてはほとんど対応済みであると判断した。しかし、肉骨粉の使用禁止についての勧告は極めて

厳しい表現であったが、2001年1月から顕微鏡を用いた検査、同年3月から省令改正に向けた作業の開始、2001年6月に混入防止ガイドラインの制定等を実施していたため、既に対応済みと判断した」というように直してあります。9ページは以上です。

10ページは、これはすべて事実関係についての修正です。

11ページ、(4)の「2001年9月10日に(独)動物衛生研究所において確定診断がなされたにもかかわらず疑似患畜として、英国のレファレンス研究所に検体を送付し、『確定診断』を求めたことについての農林水産省の評価」という点ですが、ここの最初のパラグラフ、「9月11日」からのところで5行目、「それにもかかわらず、技術検討委員会の助言を得て疑似患畜として英国に検査を依頼することになった」という文言、これは、「しかしながら、我が国での初めての事例であり、諸外国でも初発例については国際機関のレファレンス研究所で確認を行うことが通例であることから、英国に検査データ等を送付し確認を依頼することとし、確認がなされるまでは行政判断として疑似患畜とされたものである」というようになっております。ここで初めて疑似にしたのは行政判断であるという文言が入っております。

それから次のパラグラフのそのまた次、「BSEに関する技術検討会座長の意見としても・・・」とありますが、これは実は私の方で修正文言を出してあるのですが、直っておりません。申し上げます。「BSEに関する技術検討会としては、確定診断が行われたものを再確認するための送付と考えていた」。このように修正してください。このページは以上です。

12ページ、これは死亡牛の検査の項目です。これは死廃牛ではなくて死亡牛が正しいという意見でこう直っておりますが、ここのところの最後の文章です。「農家への補償を十分に考慮した上で実施するべきである」とあるのを、「農家への補償を十分考慮するとともに、関連する施設整備を含めた検査システムのあり方を十分検討した上で実施すべきである」。このように修正しました。

次の(6)、4つ目のパラグラフで、「これまでは、清浄化証明を目的としたサーベイランスであったために・・・」という文章です。ここは、「これまでは、清浄性の確認を目的としたサーベイランスであったために、患畜が見出された場合の省庁間の連携を含む対応は、今回初めて検討されたことになる」。このように直しました。

13ページは特にございません。

それから、15ページですが、真ん中あたりに「スクレイピーに関して農林水産省独自の

研究予算は、1996年に変異型CJDが見つかるまでは存在していなかった」。今の項目を完全にカットして、それから、一番最後の行で、「貢献しているが、研究予算は」云々のところを、「貢献している」で終えてあります。経常研究費はあったということから、このように直してあります。

以上です。

高橋委員長　それでは、ただいまの評価にかかわる修正点、事実関係については逐一報告されていませんが、評価に関する訂正点を含めまして、全体を通じて論点、問題点、あるいは評価の見解の相違等について、委員の皆さんからそれぞれ出していただきたいと思っております。どなたかございませんか。それでは、和田委員からお願いします。

和田委員　ちょっと伺いますけれども、私が伺い損なったのでしょうか、12ページの一番上のところに訂正が入っておりますのは、評価には入りませんか。私もまだ読んでいないのですけれども。

山内委員長代理　申しわけありません。これは評価に入ります。ちょっと時間不足でこのところを見落としています。これは評価ですね。読み直します。12ページ、飼料製造工場への緊急立ち入り検査、この2行目、「これは顕微鏡検査によるものであって、少量の肉骨粉の混入は見逃してしまう。・・・」、こういった文言のところを、「これは帳簿等による原料使用状況、製造工程の実地調査等及び混入防止ガイドラインの遵守状況を確認するための顕微鏡検査によるものであった。この顕微鏡による検査は、英国などを除き現在も各国で採用されている方法であるが、微量な混入については検出の限界があり、実質的な効果があったとは考えられない」。このように直してあります。

高橋委員長　では、藤田委員。

藤田委員　3ページ目なのですが、どうでもいいと言えそうなことが1点ございまして、上から4行目、文章が最後につながらなくなってきたのかなと思います。「それにもかかわらず」措置を行ったということになりますので、「それにもかかわらず」は要らないのではないかとということが1点です。「章を設けられた。このような国際的情勢の変化に対して・・・措置を行った」とつながります。

それから、ずっと下の方ですけれども、最後のゴシックのところになろうかと思えます。これも物すごい細かい話でございしますが、最終報告書が農林水産省へ送付されたというのは、厚生労働省からという意味ですか。上には、農林水産省の行政指導の評価とか、明確化するためでしょうか、ずっと書いてありますけれどもここには書いてありません。です

から、提案は、「厚生労働省からの最終報告書の農林水産省への送付」というようになるのでしょうか。

山内委員長代理　　このところは、「この報告書は5月7日、厚生労働省から農林水産省へファクスで送付された」と。

藤田委員　　ゴシックのところなのですが。「最終報告書の農林水産省への」、これは、最終報告書の厚生労働省から農林水産省への送付が遅れた。どこからかが全然書いていないですね。

山内委員長代理　　そうですね。これは、「最終報告書の厚生労働省から農林水産省への送付が遅れた」ということになりますか。4月に行われ、4月29日に公電で報告書が送られているが、最終的に農林水産省に届いたのは5月7日という意味ですね。「厚生労働省から農林水産省への」ということになると思います。

藤田委員　　それからもう1点よろしゅうございますか。6ページなのですが、真ん中あたりで新しく「EUの暫定評価案について、EUが、」とかあります。その後の、「日本がOIE基準で自らの評価を行うには、まず手法を開発しなければならず、また、自ら行う評価に客観性は期待できない。そのような問題があるのに・・・」というところなのですが、これはOIEのことがちょっと記述してございますので少しコメントさせていただきたいと思うのです。

OIEの国際家畜衛生規約というのでは、確かに評価の基準はちゃんと定まっているのですが、評価する具体的な手法までは定めていないと思います。これは、OIEの基準に従いまして、それに沿って、加盟国が評価手法を定めていくというように解されるところでございまして、事実、こうしてOIEのアジア太平洋地域事務所でも地域内の加盟国を対象にBSEの例をとりましてWTO、SPSの関連リスクアナライズとしての訓練ワークショップをこれまでも開催してきておりますし、今年もリスクアナライズとしてのワークショップをタイで開催することを計画しております。それから、例えばEUは独自の手法でBSEの国別評価を行っておりまして、この会議でもご説明がありましたように、その内容が関係国に示されているようございまして、このように各国が自ら評価していくということになるのですけれども、評価内容を関係国に提示して意見聴取したりすることとなると思います。そこで各国が自ら実施しても、むしろ客観的な評価はできるのではないかというように感じているのでございまして、自ら行う評価に客観性が期待できないということでもないのではないかと思っていますのですが。

山内委員長代理　これは、この時点、このE Uのリスク評価案が送られてきた時代のことを念頭に置いての話だと思うのです。今の藤田委員のご意見は、現時点のO I Eの対応にまで入っておられるように思ったのですが。

それで、私が重視したのは、やはり、E Uの評価手法というのは、この委員会にも提出されたように2年間、世界各国の専門家が集まって客観的で透明性のあるものを開発して、それに従って評価を行ったと思います。この時点でO I Eの基準というのはできただけで、本当に手法はまだ何もなかったということ。それから、これは私の判断として、E Uであれだけ客観的なものを行っているのに対して、自分が手法をこれからつくって、要するにO I Eでは手法はできていないわけですから、自分で手法をつくって、そこで自分で判断するということ自身に、客観性はやはり無理であったと思います。その時点における判断と考えるといいですけども。

藤田委員　この5ページにありますように、この時期が98年から2001年の評価に対する対応ということで、O I Eの基準でそれぞれ現在も定めるようになっているのですが、もしかそれが自分の国でできないとするとやはり問題だと考えます。

山内委員長代理　いや、できないとはいっていません。客観性に問題があるのではないかと。これは比較の話です。

藤田委員　ただ、O I Eでは基準は定めておりますけれども、評価の手法を定めていませんで、各国がやることを期待しているわけでございます。各国がやらざるを得ないわけでございます。

山内委員長代理　そうですか。O I Eの基準では、ことし1月に清浄国だけの評価手法を定めたのです。

藤田委員　手法ではなくて基準でございますね。

山内委員長代理　基準というか、それで結局その国が清浄かどうか、O I Eとして決めよう、検討しようというように私は聞いております。

藤田委員　例えば、どういう数式を使うとかなんとかというのはないのでございます。ですから、それを評価の手法、基準ではなくて手法を、ここに書いてありますように開発しなければならず、自分で手法を開発して評価することが客観性が期待できないというのは、どこの国もできなくなってしまうのではないかなと懸念するところです。

山内委員長代理　わかりました。そういう意味では、「期待できない」という文言を少し変えるということですかね。客観性が乏しくなることは間違いないと私は思います。

藤田委員　　O I E のことでちょっと済みません。ただ、各国に、関係国に示すとすれば客観性は得られるし、そうしないとどこの国もできなくなってしまう。この結果、日本側が評価することになると思います。ちょっとそこを危惧しているのですけれども、O I E のやり方はだめだというように受けとれる。

山内委員長代理　　いや、そういうつもりではないのです。

藤田委員　　ただ、事実としては、各国が手法を開発せざるを得ないし、それで自ら評価するわけですので、それが客観性がないといわれると、ちょっとO I E としては困るのです。

高橋委員長　　小野寺委員。

小野寺委員　　この文面が、何かO I E に対する批判的な文面もおえるので、O I E に対する批判的なところはやはり別問題かなと思っているのです。やはり半分削るだとか、どこか文章を削った方がいいのではないかと私は思います。

山内委員長代理　　そうですね。そういう視点で私はこの文言をみたことがなかったので、いわれれば確かに、O I E の方の評価までというか、O I E のスタンダードについての意見をこれは述べているわけではなかったわけです。ただ、2001年の時点においてO I E の基準というのはできたばかりであって、何もないから、それに従ってやるということ自体に理解ができなかったということなのであります。ただ、もしもこの文言がO I E 基準そのものを批判するように受けとめられるのであれば、藤田委員、どう直したらいいでしょうかね。

藤田委員　　O I E の批判だけではなくて、心配していますのは、自ら行う評価に客観性が期待できないとなると、今後どこの国も動けなくなってしまうのではないかということもちょっと心配しております。「基準を設けたただけであって」というのは、それは確かにそうで、基準を設けているだけでございますので、「評価手法を定めていない」、それは事実ですからよろしいかと思いますが、その後、切ってしまったらどうかと思います。

山内委員長代理　　「また、自ら行う評価に客観性は期待できない」、この文言をカットしたらどうなりますか。「まず手法を開発しなければならない。そのような問題があるのに」と。

高橋委員長　　趣旨はわかりましたので、最終的な文言はまた考えた上で、ご意見いただきたいと思います。それ以外に。

それでは、私からよろしゅうございましょうか。委員長というより委員として4点ばかり

り。これは事務当局にも若干お答えいただかなければいけないことでもあるのですが、まず3ページ、下から6行目ぐらいの文言で、1996年4月8日のBSEに関する検討会、このところで、「『反芻動物……ことが重要である』と述べられている。しかし・・・」ということで、もともとの原稿では、「議事メモには、そのような意見は全く見受けられない」とあった。それが、本委員会、あるいは当委員会では法的禁止及び行政指導についての論議は行われていないということ。これは事実なのですが、私、昨日、この関係の資料をずっと読んでみたら、確かに委員発言要旨としてここに書いてある括弧書きのところの文言がございます。それから、それ以外に、これは第4回に配付された資料で、この4月8日の検討会の議事メモですかね、これはタイトルがないのだけれども、議事メモがございます。これを読んでみますと、事務局から、「反芻動物たんぱくを含む飼料を反芻動物へ使用させない指導通達を近々出すことにしている」という発言がございます。それから、その後に委員の1人が、「日本でも英国と同様、動物性飼料の禁止令を出し」云々という発言がございます。ということは、そのような意見は全くなかったというよりも、これは行政指導にするかどうかということが議題ではなかったのは確かなのですが、委員の中には「禁止令を出すべきだ」、あるいはもう1人の委員は「疑わしきは禁止し」というような発言がございます。そういう発言があったにもかかわらずというような、もっと厳しい表現でもいいのではないかという点が1点です。むしろ、ここでの委員の意見ではなくて、委員の意見の要約というのは、行政当局が、事務局が発言したことが、委員の発言要旨になっているように理解されるのですが、これが1点です。

それから、5ページ、これは前回急遽出していたいただいた、厚生省生活衛生局長から農林水産省畜産局長へ「食品衛生調査会の意見具申等について」という文書がありました。これを農林水産省の当時の畜産局長はどのように受けとめ、これに対処したのか。この辺は論議されておりません。これについて、今すぐでなくてもいいのですが、資料を出していただきたいと思います。

それから、8ページの下から8行目ぐらいに、「『我が国が清浄であることを国内外に明らかにし、いたずらに風評被害を生じないように』に」という、括弧づきの文言がございます。これも調べてみたら、平成13年5月25日の農林水産省の衛生課から、これはサーベイランスをもう少し強化しようという文書の中に、この文言がございます。したがって、山内修正案の8ページのところをみていただきますと、このところがたしか、「国内外に明らかにし」云々というところは消して、「検査により確認」となっております。

す。検査により確認というのは確かにそういうことでしたが、私どもの委員会は提出された事実に基づいて評価していきたいと思っておりますので、むしろこれはもとの原稿をそのまま生かした方がいいのではないかと思います。これが3番目です。

最後は、9ページのサーベイランスにかかわるところでございます。スケルトンでは、この段落では、農林水産省、それから厚生労働省ともに、危機管理マニュアルがつけられていなかったということでしたが、この文章では、厚生労働省の方では危機管理が行われていたということがどこかに書いてありましたね。9ページの真ん中辺ですか。

「厚生労働省は1996年4月にBSE又はその疑いのある牛を発見した際の連絡体制及び当該牛の処分の方法について」云々ということがございます。これは、第1号が発生する前のマニュアルでございます。したがって、第1号が発生した段階で、最初にチェックするのは厚生労働省傘下の食肉衛生検査所だったわけですが、そこでなぜあれを敗血症として判断したのか。そこまで危機管理マニュアルが徹底していなかったのかどうか。マニュアルがあれば、8月6日段階で起立不能の牛がと場に運ばれて、それを評価したときに、なぜBSEを疑わなかったのか。疑いのある牛に対して云々ということにならなかったのかどうか。危機管理マニュアルがあったならば当然防げたのではないのかという疑問が生じるわけで、この辺の関係も少し明確にしておかなければならないと思う。

私からは以上4つでございますが、この点について事務方から少しコメントをいただいでよろしゅうございますか。それでは、順不同でございますが、どちらからでも。それでは衛生課長。

農林水産省伊地知衛生課長　それでは、まず、3ページの議事メモの関係で、先ほどありました議事メモの中で、事務方からは「行政指導でやるようになる」ということと、あと委員からは「禁止令を出した方がよい、禁止した方がよい」ということがいわれるように書かれております。その後、発言要旨をつくる際に、禁止令を、禁止した方がよいという方に確認をとった上で、指導ということでよろしいかということで確認した上でこれは出したものでございまして、発言された方が禁止といわれたこと自体が、法律による禁止なのか行政指導でいいのかということについては、明確な意味をもっていたわけではないということで、そのようにさせていただいたという経緯でございます。

高橋委員長　そこから先は我々が判断します。

山内委員長代理　今の点に関してなのですが、私もこの指導というのが、この委員会では何回かずっと、委員会だけではなくマスコミでも何でも、指導という言葉ですとやら

れていたのですが、この言葉と行政指導というのとどうもはっきり区別がされないで使われていた。それで、この検討会では指導というように最終的に概要が何かに書かれている。それがいつの間にか、今度は後で行政指導という形で使われている。検討会としては、どうもはっきり行政指導とか法的規制とかそういう認識ではなかった。ですから、検討会の委員の認識と行政側の認識とかなりずれてしまって、指導という言葉が割合利用とっては変ですが、何かちょっとそこに食い違いがあったなという感じがあります。ですから、私もこのところの文言については若干まだわだかまりはあるのです。

高橋委員長　今の点ですか。はい。

農林水産省松原審議官　指導という言葉の使い方はいろいろあるかと思います。私も行政組織として指導というのはいわゆる行政指導であります。この場合の手法といたしましては文書によります指導、いわゆる通知という、あるいは通達というようにつてはいつておりました。文書によりますものと、口頭での行政指導、これも含めまして、いずれも行政指導、指導ということは、行政上使う場合には、私は同義に使っておるのではないかと考えてございまして、ここで指導というようなこと、例えば行政機関が何かを指導するということになれば、一切すべて行政指導になるのではないかと考えてございます。

高橋委員長　第2の点、第3の点、あるいはその他の点について、例えば厚生労働省の衛生局長から来た文書に対する対応、これについては、今すぐでなければ後で文書で回答いただければと思います。

農林水産省松原審議官　そのようにさせていただきます。

高橋委員長　それから、風評被害については。

農林水産省伊地知衛生課長　サーベイランスについては、ここでは目的ということで記載がされておりますが、この目的は、風評被害を避けるためということではなくて、ここに書いてあるとおり、事実を淡々と書いていただいたということでございます。サーベイランスの目的のところには、国内における牛海綿状脳症の清浄性の確認が目的であるというようにサーベイランスの要領に書いてございますので、その目的を書いていただいたということでございます。

高橋委員長　それでは、そのところは正確に記載しなければいけないと思いますが、わかりました。判断はこちらで。

山内委員長代理　目的というように主語をもってきたものですから、それが清浄確認ということは、確かに目的として絞ればそうなのですが、「我が国が……国内外に明らか

にし、いたずらに・・・」というこの文言は、今委員長がいったように、ここに出された資料に載っている文言そのものですから、私としてもこれはやはり本当のところ生かしたかったのです。それで、今考えてみますと、「ただし、このサーベイランスは」として「目的は」というのをとってしまっても構わないのではないかと。そうすれば、全部生きるのではないかと。

高橋委員長　その辺の判断は委員同士でさせていただきます。

農林水産省松原審議官　実は、このサーベイランスについての目標というのは、本物の通知がございまして、そこでは先ほど衛生課長から申し上げたように、目的をきちっといってございます。それをさらにブレークダウンした形で各都道府県、あるいは厚生労働省に対して通知を申し上げている中身ということで、課長補佐が衛生課といたしましてあわせてと申しましょうか、かつての口蹄疫のときにいろいろ風評被害があったというようなことも踏まえて、そういった観点にも留意というようなつもりで書いているということとございまして、本来の目的というものにプラスした形で考えてございますので、その風評被害の方が本論であるというようなことではないとご理解いただければと思っております。

高橋委員長　今の関連で？　はい。

和田委員　関連して質問します。私はわからないので、先ほどのお答えの指導のところと質問しますけれども、4ページのきょうの訂正の一番下の細長く訂正してあるところがありますけれども、ここに、結果として「法的規制を行わなかったものと考えられる」となっている。その上のところに、附帯決議ですか、農水委員会の「今後とも指導すること」。これは、フルセンテンスではないものですから勘違いかもしれませんが、指導することという附帯決議があったときには、法規制というのはできないのかどうか、それを伺いたくて質問いたします。

高橋委員長　では、今の点で。

農林水産省木村飼料課長　衆参農水委員会の附帯決議の中身を、フルセンテンスでいいますと、「狂牛病、プリオンが原因で発生する家畜の伝染性疾患は家畜に甚大な被害をもたらす、畜産業に大きな打撃を与えるのみならず、人にも被害を及ぼすおそれがあることから、その発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に全力を尽くすこと。また、今後とも引き続き牛、綿羊等の肉骨粉等を牛、綿羊等の飼料原料として用いないよう指導すること」というセンテンスで書かれております。

お尋ねの、指導することによって法的規制がなくなるということではないと思いますけれども、この時点では引き続き指導するということが衆参両農水委員会で全会一致で決議されたというように理解しております。

高橋委員長　よろしいですか。

和田委員　はい。

高橋委員長　それでは、厚生労働省の危機管理マニュアルと1号の関係をひとつ。

厚生労働省吉岡企画課長　第4点目でご指摘いただきました、9ページの真ん中のところで、「厚生労働省は96年4月にBSEまたはその疑いのある牛を発見した際の連絡体制、当該牛の処分の方法について、通知をしていた」と。これは、WTOの報告を受けてと畜場法の省令に伝染性海綿状脳症を入れたわけでございます。当時、臨床検査だけが技術的にもできなかったということですが、仮に当時発見されていれば、当然食用には回さない、全部廃棄するという通知を平成8年の段階でもう既に対応マニュアルを出しておりました。そのことをここで引用しているわけでございます。

それで、昨年、農水省と厚生労働省が、別々ということではないのですけれども、2つのサーベイランスを実施しておりまして、厚生労働省の方は要するにと畜場で得られた検体をサーベイランスの対象として集めるということでございますので、当然BSEが発見されれば、それはきちっと食用に回らないようにと畜場で処理をします。いいかえれば、検査中は食べ物として外へ出ないようにという前提でサーベイランスを進めてきていました。こういう前提で、全国から約百数十検体を集めてまいりました。

ただ、実際には、検体を提供すると、その間、肉の部分が差しとめられるということで、なかなか厚生労働省としても一般の牛については検体が集まりにくかったということは事情としてあったと承知しております。

申し上げたいことは、厚生労働省のサーベイランスの枠内では、BSEの検査中はそういうものが外へ出ないという前提で検体を集めてきておりましたが、ここで農林水産省のサーベイランスとのクロスが起きたわけでございまして、これも非常に縦割りのことになってしまうわけですが、厚生労働省の、すなわち各県の衛生部サイドの中でのサーベイランスであれば、先ほどいいましたような平成8年のマニュアルが当然行き届くというように考えておりますが、そこで農水省からも求めがあって、清浄性の確認ということで検体を提供したということでありまして、ここで両方のサーベイランスのクロスがあったということで、その部分にまで厚生労働省のサーベイランスの対応マニュアルをきちんと

適用するという事までは、千葉県の担当者も思い至らず、また、私どももその辺、指導不足の点があったと思うのですけれども、両サーベイランスがクロスしたことでこの問題が生じたのではないかと考えております。

高橋委員長　もう一度確認したいのですが、起立不能の牛は厚生労働省の方のサーベイランスの対象にはならなかったのでしょうか。

厚生労働省道野監視安全課補佐　単に起立不能の牛ということであれば、それは対象になりますが、その原因によるわけなのですが、例えば、要するに神経障害ということが原因での起立不能ということであれば、当然対象になるわけです。そこは恐らく農水省の方が最初に出した通知も同じような考え方だったと思うのですけれども、農水省の方で検体の数が足りないということで枠を広げられたわけです。そういった中で、両省のルールに齟齬が生じてきたというように理解しております。

高橋委員長　聞くところによりますと、敗血症というのは、どうも原因が確定できない場合に、よく敗血症という診断名を書くということと聞いているのですが、もしくはそのように原因が確定できないようなものは疑いの対象にはならないのですか。特に神経障害というのをどのような形で確定するのか。

厚生労働省道野監視安全課補佐　それで、実はと畜場での症状だけではなくて、当該牛が共済の獣医師からも診断を受けておりまして、その時点も含めて神経障害の疑いというのはなかったわけでございます。そういったことで、この例につきましても、と畜検査の際に当然と殺して解体しているわけです。その中で死後の検査も含めて肉眼的な診断、リンパ節の腫脹とか各臓器の出血とか、そういったことで症状からみて総合的に判断して敗血症というように千葉の方は診断したと理解しております。

もちろん、全身症状が重い場合に、神経症状が隠れてしまうということはあるわけでございます。それにつきまして、9月に入ってからですけれども、厚生労働省の研究班会議の中で、そういったことで今回のものも神経症状が隠れていた疑いもあるということで、サーベイランスの基準について、そういった隠れてしまう可能性のあるような重い全身症状のものもサーベイランスの対象にしていこうというように、基準を改正したわけございます。

高橋委員長　関連してですか。はい。

藤田委員　ちょっとわからなくなってきたのですが、委員長のご質問は、この管理マニュアルがきちっとしていたかというご質問だったかなと思ったのですが、この文章から

いきますと、1行目のところでは、農水にはサーベイランス要領がなかったと。厚生省は管理指針を定めていてということで、クロスしないのではないかと……。

高橋委員長　サーベイランスについては、また別の項目がございます。

山内委員長代理　よろしいですか。今の問題に関しては、まず8ページの下の方です。下から2つ目のパラグラフ、「4月にサーベイランスを開始したが、集まったサンプル数が極めて少なかったために、300頭の目標達成は困難と考えられた。そこで、神経症状を拡大解釈して起立不能なども含めることとした」という、こういういきさつがまずあったわけです。

そこで、その後、両方が異なる基準でのサーベイランスという形になってしまった。それはどこかで指摘していると思うのですが、10ページ、(3)です。「8月6日、千葉県のと畜場で乳牛が敗血症として診断されて全廃棄処分になった」という、このところで、「両省の間で異なる基準によりサーベイランスが実施されていたにもかかわらず、その相違もたらす事態についての認識はなかった」ということで、それでは、その時点で起立不能というのをBSEと疑えなかったのかどうかという問題、それについての回答は、今あったようなことだと思うのですが、いきさつとしてはこの報告の中には3カ所で触れているということです。

高橋委員長　藤田委員、よろしゅうございますか。マニュアルは、どっちかというところと発見した後の体制のマニュアルだと。ただども、発見するかどうかということについては、このサーベイランスの様式であったということのようですね。

それでは、委員の皆さんの意見交換で、今の私の提起した3点、最初の4月8日の件については文言をちょっと修正して原文を生かしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

岩淵委員　3ページのところですね。そこで基本的なことを質問したいのですけれども、本委員会というのは、私どもの委員会という意味ですね。

山内委員長代理　違います。これは検討会です。

岩淵委員　だったら、これは委員会ではなくて、検討会なら検討会としないとまずいのではないかな。

それで、法的禁止か行政指導かについては、先ほど事務局から答弁があったわけですね。

高橋委員長　ええ、メモとして提供された部分ですね。

岩淵委員 わかりました。それも含めて、第 部の方にかかわってくる、この間の評価については、その議論は、後のセッションでやるのか。あるいは、ここのところではあえて今やる必要ないというようにお考えでいらっしゃいますか。

高橋委員長 それぞれに評価が原案の中で出ておりますから、第 部は総括的な評価ということになるかと思います。

では、今の3ページについては、議事メモにはそのような意見は全くなかったのではなくて、もっと厳しい提案があったのだということを文言として入れるように修正することにしたと思います。

それから、次の5ページの厚生労働省の局長から農水省の畜産局長への文書の取り扱いについては、文書をいただいた上で、後でこの委員会の正副委員長にお任せいただいて多少修文する可能性もあるということを進めたいと思います。

それから、風評被害については、目的はということではなくて、違った表現で、この文章の中にある文言は生かしたいと思っております。

最後の厚生省のマニュアルについては、特にコメントはございませんけれども、第1号が発見されたときに、サーベイランスがあったにもかかわらず、それが十分機能しなかったというところの文言をぜひ入れたいと思うのですが、いかがでしょうか。

はい。私からは以上でございます。ほかの委員の皆さん方で第 部に関して何かありましたらお願いします。

山内委員長代理 今、最後のサーベイランスが行われていたにもかかわらず、それが機能しなかった、これは何らかの形で加えた方がいいと思います。

高橋委員長 はい、どうぞ。

和田委員 先ほどの指導か法的規制かというところでもう一度質問しますけれども、ここの「全会一致でなされたことから」という言い方は、そうすると、正確と考えてよろしいわけですね。済みません、4ページです。「指導すること」との附帯決議が全会一致でなされた。なされた場合には、それ以上厳しいことになる法的規制というのはできない。「ことから」というのはそのように解釈できるのですけれども、そうなのでしょうか。「ことから」という言葉は正確でしょうかということをもう一度確認します。

高橋委員長 では、事務当局。

農林水産省木村飼料課長 4ページの部分ですが、経緯からいいますと、家畜伝染病予防法の改正というのは1997年の3月及び4月でございます。衆参両院の改正に合わせて

附帯決議があったということでございます。ちなみに米国、豪州の法的規制が同年の8月、10月ぐらいでございます。その前に家畜予防法の改正時においてこういった附帯決議がなされたということを踏まえて、当時の判断としては、行政指導として十分実効ある確保ができていたということで判断したということでございます。

高橋委員長　これは私も、これが論拠になって法的規制が行われなかったというようには考えられません。ある意味でお墨つきをもらったということだろうと思いますが、もちろんその後、今説明がありましたように、アメリカやオーストラリアの禁止が出ていますので、このような国会決議があったとしても、予防原則に立てば、さらに強い規制をすることもできたはずですから、「ことから」ではなくて、何と修正しましょうか。なされた……。

和田委員　「経緯もあり」とか、そのくらいだといいたいと思いますけれども、「ことから」というと完全にそこで免罪符……。

高橋委員長　論理的帰結になるわけですね。そうではなくて今いった「経緯もあり」、あるいはもう少し表現を考えるかもしれませんが、はい、ありがとうございました。

ほかに何か。はい。

山内委員長代理　一番最後の15ページのところなのですが、ここで、まず上で「スクレイピーの研究が家畜衛生試験場で開始された。しかし、発病した羊を殺処分した後、日本にはスクレイピーは存在しないとして、研究の推進は行われなかった」とあります。これは、事務局の希望でというか、事実はそうではないということで、研究の推進もやっていたということで一応削除しているのですが、それからその後、もう1ヵ所削除しているのが、「スクレイピーに関して農林水産省独自の研究予算は、1996年に変異型CJDがみつかるまでは存在していなかった」と。それで最後に、小野寺節教授のスクレイピー研究、これは科学技術振興調整費によるもので、科技厅のものであって、農林省独自についてはなかったと。これを入れたのは、やはり、私は大体その当時の経緯をずっと知っていて、個々の細かい事実を上げていけば、確かに農林水産省には経常研究費でスクレイピー研究の予算があったかもしれない。あったことは事実なのだろうと思うのですが、積極的な推進という姿勢はなかったのはずっと感じていた点なのですが、これは小野寺委員、何かご意見ないですか。

小野寺委員　スクレイピーというのはプリオンでかなり病原体として難しいということで、経常研究というのは大学でいえば口座費みたいなものですから、そういう難しい病

原体を扱うにはかなり莫大な予算が要るということで、そうすれば経常研究で事足りたということにはならないだろうとは思いますが。恐らくはその他の施設、そういうのは全体としてのかなりな強力なバックアップが必要だと思えます。

高橋委員長　それで、家畜衛生試験場時代、国からスクレイピーの研究費は出たのでしょうか。

小野寺委員　ですから、経常研究ということで、出たか出なかったかというのは、恐らく経常研究は経常研究で余り表にあらわれないというか、要するに課題として出てこないですから……。

高橋委員長　経常研究の中で行ったと。

小野寺委員　行ったかどうかというのは、結局、証拠が出にくいと思えます。

高橋委員長　国というか技術会議からこういう研究をというような、あるいは申請してこういう研究をして、研究費が認められたという経緯は？

小野寺委員　経常研究は別に技術会議から認められたという……

高橋委員長　いや、特別研究だとか。

小野寺委員　それは、実際はやはり科学技術振興調整費としてかなりまとまった予算が入ってきてからということになると思えます。少なくともスクレイピーが日本に出たのは1984年ですか、それで科学技術振興調整費が始まったのが88年です。ですから、少なくとも、その3年間に限っては特別何もなかったと思えます。

山内委員長代理　そういう意味で、農林水産省独自の推進するような研究するような予算というのはなかったというように私は理解したのですけれども。

小野寺委員　ですから、科技庁で始まる前には、独自の研究予算はなかったということではないのですか。

山内委員長代理　科学技術庁の予算というのは、農林水産省独自のではない？

小野寺委員　もちろんそうですね。独自のではないですね。

山内委員長代理　ということは、研究費の面で、86年以降も農林水産省独自にスクレイピー研究の推進をしたとは考えられないと。

小野寺委員　まあそうですね。経常研究はテーマとして余り表面に出てこないものから。

高橋委員長　今の点について事務局の方からひとつ回答いただきたいと思えます。どうぞ。

農林水産省土屋技術政策課長 経常研究のお話がまずございましたが、これは、1991年から延べ4課題で行っております。ただ、小野寺委員もおっしゃいましたように、これは研究所の中の采配で進めるようなことございまして、技術会議がということではないといえると思います。

ただ、科学技術庁の科学技術振興調整費の扱いでございますけれども、1988年から科学技術庁の科学技術振興調整費の総合研究、脳機能の中でプリオン、スクレイピー関連の研究をしておりますけれども、この科学技術振興調整費というのは開始から私ども技術会議事務局の方に要望といいましょうか要請がございまして、それを私どもの方と科学技術庁の方で調整して予算化しているものでございますので、農水省の金ではないということかもしれませんが、これは政府全体としてそういう各省にまたがるような、あるいは大学も含めてまたがるような総合的な研究に対して使うという性格の経費でございますので、技術会議もかかわってその課題化、予算化をしたということで、必ずしも独自のものではないとは言い切れないのではないかと考えております。

山内委員長代理 この脳機能、スクレイピー、プリオン関係が、多分、これは私も評価委員としてかかわっていたと思うのですけれども、スクレイピーもモデルとして重要であったという認識、特に人の病気の方からそういう意見があって、それで入れたと思います。ですから、今のお話ですと、やはり農林水産省独自のものとして動いていったものではない。ただ、科学技術庁のお金というのが、農林水産省ももちろんかかわっているから、文言の修正で、やはり農林水産省独自のものがなかったというか、スクレイピー研究推進をしていなかったという事実だけはこの中に何らかの形で残していきたいと思えます。

高橋委員長 ほかにございせんか。はい、どうぞ。

和田委員 3ページの(1)の1996年4月における肉骨粉等の牛への給与に関する、こここのところで、真ん中辺に、最終報告書が厚労省から農林水産省への送付が遅れた理由です。これが事実関係が書いてあって、「連休の時期に重なっていたことも関係していたのかもしれない」という文章が、「考慮すればやむを得ないものと考えられる」。これは考え方の問題だと思いますが、私、今、その日にちと曜日と入ったものが手元がないものですから、はっきり覚えておりませんけれども、29日から7日というたしか9日間あるわけです。それで、全部の日が祭日なり土日になっていたわけではないと思うのです。ウィークデーが入っていたと思います。ですから、別に連休でも何でも必ず機能するようにということまでは求めませんけれども、連休と重なったのは事実ですから、「関係してい

たのかもしれないくらい」の文章の方が納得ができます。

高橋委員長 いや、もう少し厳しくしましょう。「関係していたとしても、この緊急事態に対しては不適切であった」ぐらいの表現でもいいのではないかと。はい。

厚生労働省吉岡企画課長 これは厚生労働省だけではなくて、5月の連休や連休の合間の日は、なるべく職員の休養のために進んで休暇をとるということにもなっております。もちろん緊急性の話と別ですけれども、今おっしゃった休暇の間にもウイークデーがあったのではないかとということについては、もちろんいろいろ考慮すべき要素がありますが、今の表現はなかなか厳しいなという感じが個人的にしたものですから、申しわけございません。

砂田委員 細かいことは別として、大臣もおっしゃっていたように、顔のみえるコミュニケーションが大切です。私は3月22日の全国農業新聞に書きましたが、この委員会もそうなのです。リスクコミュニケーションの総括レポートだと思います。キャッチボールであってドッチボールであってはいけないというのが、この全体のレポートで出ていないと思うのです。例えば、最後に初めて品川教授だとか小野寺教授の名前が出てきますが、官庁関係は一切個人名が出てこない。組織名のみ、役職のみで顔が一切みえない。日本は、何となくキャッチボールがうまくいなくて、ドッチボールになってしまう。こういう緊急危機管理に対してうまく機能しないことが出ているのではないのでしょうか。なぜ顔がみえないのかが出ているのではないのでしょうか。なぜキャッチボールではなくてドッチボール、やや対決型であって、なぜ対応、対処、対話にならなかったのか、どうしてこんな悲劇的な事件が起こったのか、これを二度と繰り返さないために、ドッチボールではなくてキャッチボールだぞというところを、何か一行入れたらどうですか。

高橋委員長 具体的にどうしましょうか。ご提案ください。

砂田委員 委員長に任せます。突然最後のところに品川教授だとか小野寺教授の名前が出て、役所の方は一切名前がない。何かそこら辺を少し顔がみえるような表現にしたらどうですか。また、名前とか顔がみえなくても、こうすべきであったみたいに。というのが私の願望です。

高橋委員長 はい。

和田委員 今の連休のお話ですけれども、できるだけ、休みをとられるのは結構なのですけれども、ここではですから、今委員長が提案してくださった文章がちょっときつuitとしましたら、もともとの「関係していたのかもしれない」と。「やむを得ない」という

文章はちょっとどうかと思います。

砂田委員　　欧米は、食の安全は祭日も休日もないというのが徹底している国と、日本は徹底していなかった悲劇だと思います。

高橋委員長　　それでは、もう一度、3ページの下から7、8行目くらいですか。「関係していたのかもしれない」という原文に戻すというご提案ですね。いかがでしょうか。

山内委員長代理　　賛成です。

高橋委員長　　私はもう少し厳しくてもいいと思ったのですが。ほかに。

多少論点として私のメモに残っているところは、9ページの……このところは直ってはいるのだな。直っているから問題ないのか。それから、11ページに多少論点が残っていたように思うのですが、11ページ、ちょうど真ん中辺の……これも直っていますね。直っているというか削除されているわけか。はい。

山内委員長代理　　この11ページの点について、これは(4)の「9月11日にBSE技術検討会が開かれ」という、このパラグラフで、今回、「しかしながら、我が国での初めての事例であり、諸外国でも初発例については国際機関のレファレンス研究所で確認を行うことが通例であることから」とか、こういった理由で、一応事務局からこのような文言が来て、これはこれでやむを得ないとは思ったのですが、私が後で調べてみると、この技術検討会に提出された諸外国の例というのは、実はクウェートだとか、先進国ではデンマークですか、あとはほとんど発展途上国とか、要するにプリオン研究やっているところではないのです。デンマーク、イタリア、チェコ、スペイン、クウェート、それで日本なのです。ところが、実はその前にドイツがあるはずなのです。ドイツは自分のところでちゃんと確認しているのです。ここに出てきた資料は全部、自国で確認しなかった国だけなのです。自国で確認したドイツは、この参考の表には載っていないのです。ですから、諸外国の例に従ったといっても、これは都合のいい資料がつけられたのではないか。ドイツの場合には、チュービンゲンの研究所でちゃんと確認したわけですが、しかも、チュービンゲンの研究所でのプリオン研究の実績よりは、日本のプリオン研究の実績の方がはるかに高かったと私は思うのですが。

高橋委員長　　はい、その点について。

農林水産省伊地知衛生課長　　ドイツにつきましては、輸入牛で初発例があった際には、そのレファレンスファミリーで診断を求めたということでありまして。自国で出たときには2例目であったので、自国でやったということを知っています。

山内委員長代理　　そうか、輸入牛のがあったからね。なるほど。

高橋委員長　　それでは、ここのところは修正案どおりでいこうかと思います。ほかに何かございますか。第 部、これは事実認識とそれに対する評価でございます。時間をかけて相当論議をし、膨大な資料を私どもは手元に抱えておりますが、起草委員の山内先生、非常によくまとめられて、それから評価については今いろいろ検討してまいりました。

あと、例えば字句の修正だとか、多少これからまた事実認識について、ここのところは重大な誤りであるというような問題が事務当局から出てきたり、あるいは先ほど資料請求しました、厚生労働省の局長から農水省の畜産局長への文書の取り扱い等について、若干新しい資料が出てきたことに対する対処は、委員長、委員長代理の2人に文言の修正をお預けていただいて、その後、それぞれ確認していただくという形で取り扱ってよろしゅうございましょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。はい、どうぞ。

藤田委員　　先ほど、今回初めて人の名前が出てきたというお話があったのは、この委員会では個人名は出さないということですから、何というのですか、役職名だけにするといいですか。

高橋委員長　　ほかの委員の皆さん、いかがでしょう。はい。

砂田委員　　今度の報告書は、やはり未来志向であるべきだと思うので、個人名もあつた方が私はいいと思います。

高橋委員長　　少なくともマイナスのイメージの、人の名誉を毀損するようなものについては、発表しないということなのですが、そうでない場合には積極的に出すべきであるという意見ですね。ほかの方々はどうでしょう。はい。

山内委員長代理　　全体をずっと文章を書いて、やはり、役所の場合に個人責任ではない形で日本はずっと動いてきているのです。ですから、やはり役職名でやっていかざるを得ないというように私は感じました。

それで、最後に追加した項目のこれは、それぞれの個人が、研究者というのは非常に自由意思というか、知的好奇心も含めて自由に研究を行っている立場ですから、これは個人名を出すべきだということをつけ加えています。ですから、官庁で役職の場合と研究者の場合とは取り扱いは私は別であっていいと思った次第です。

高橋委員長　　ほかの委員の方々、いかがでしょう。小野寺委員は。

小野寺委員　　別に悪いことをして名前が出ているわけではないから、いいかなと思っ

ていたのですけれども。

砂田委員 国際交流のためにもいいと思いますよ。

高橋委員長 では、名前を出すということで、よろしゅうございますか。それでは、第 部については、先ほどのような要領で進めさせていただきます。

今の予定では27日までに委員長、委員長代理の案をつくって、そして28日中に皆さんのところへ成文をお送りして、コメントいただいて、それを修正して、4月2日に検討する報告書（案）を29日には印刷という段取りを考えておりますので、お忙しいところですが、協力いただければと思います。

さて、それでは、前回の議事の中にありました、添付資料、参考資料、これをどうするかということですが、前回配った資料をおもちいただいているかどうかわかりませんが、では、趣旨を説明してください。

農林水産省武本企画評価課長 前回お配りいたしました資料の中に、「BSE問題に関する調査検討委員会報告書参考資料集（案）」という冊子のような形でとじているものがあるかと思います。この資料は、当委員会の報告書の本体の附属資料ということで、この委員会の場でも意見が出されていたかと思います。ということで、報告書本体のまさに参考になるようなデータ編という形で、これまで委員会に提出していたものの中から必要と思われるものを事務局として選んだものでございます。表紙をめくっていただきますと、そこに資料項目ということで から まで、過去に提出した資料をとりまとめたものでございます。

事務局からは以上でございます。

高橋委員長 が同じタイトルになっているので、この辺は多少わかりやすいように修正することもあるかと思います。今まで配付された重要な資料が一覧できることと、特に最後の については関係者に対するアンケート調査をやったことの集計が出ております。これについて、まさにこれはリスクコミュニケーションの1つだろうと思うのですが、もう少しわかりやすい方がいいかもしれないけれども、いかがでしょうか。

私からの1つの提案なのですが、せっかく岩淵委員と私、ヨーロッパに視察調査にまいりました。その概要をこれに追加してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

今まで配付された資料の中で、こういう資料はぜひもっと入れるべきではないかという

ようにいわれても、膨大な資料の中からすぐイメージがつかないと思うのですが。これについても、後で気がついたことがありましたら、事務局に27日までに連絡いただければと思います。よろしゅうございますか。

合本のもの、それから別冊のもの、両方つくる可能性はあるという話でございます。

では、資料集についてはそういうことで進めたいと思います。

それでは、珍しくきょうは予定より早く終わりましたが、両課長、何かこのところで特にございますか。

農林水産省武本企画評価課長　　ありません。

高橋委員長　　吉岡課長もないですね。

今後の進め方

高橋委員長　　それでは、今後の進め方ですが、委員会でご指摘いただいた修正箇所については委員長、委員長代理に一任していただいて、修正文を事務局がそれぞれ手段を使って委員の承認を得た上で、4月2日火曜日の最終委員会にかけたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

閉　　会

高橋委員長　　それでは、本日の午前の部はこれをもちまして終わりにしたいと思えます。第　部は午後5時からこの場所で開催します。どうぞよろしくご協力いただきたいと思います。

それでは、これをもちまして閉会とします。どうもありがとうございました。

了

第10回 B S E 問題に関する調査検討委員会（午後の部）議事録

平成14年3月25日（月）

農林水産省 第一特別会議室

目 次

1	開 会	1
2	フリーディスカッション	1
3	今後の進め方	2 5
4	次回の日程	2 5
5	閉 会	2 5

開 会

高橋委員長 皆さん、ご苦労さまでございます。午前の部に引き続いて、ただいまから第10回 B S E 問題に関する調査検討委員会を再開したいと思います。

この委員会では午前中と同様、加倉井委員、竹田委員、日和佐委員が所用により欠席されております。また、円滑な議事を進行させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、午前と同様、会議を公開とし、傍聴者の方には別室の傍聴室において、テレビモニターを通じて傍聴していただいております。あわせて、会議の資料も公開することとしておりますので、よろしくお願ひします。

フリーディスカッション

高橋委員長 さて、今日の午後は第 部についてご論議いただくことにしております。前回3月22日の委員会で配付された資料は、起草委員である岩淵委員が起草されたものをほぼそのままで出したものでございます。それに対して、岩淵委員から若干の修正案が出ております。字句の修正も何カ所かありますが、主要な点が何カ所かございます。この主要な改正点、これは起草委員である岩淵委員みずからの修正案でございます。傍聴席の方から、どうも聞き取りにくいという意見がございますので、このところを事務局の企画評価課長に朗読していただきたいというふうに思います。

農林水産省武本企画評価課長 第 部の1の(1)「危機意識の欠如と危機管理体制の欠落」というパラグラフでございますが、このパラグラフの第2番目に、「とくに農林水産省が、1996年にWHOから肉骨粉禁止勧告を受けながら課長通知による行政指導で済ませたことは、重大な失政であった。1990年に英国へ調査団を派遣しながら感染源の肉骨粉は処理基準の強化にとどめたこと、2001年にEUのステータス評価に対し日本の酪農は肉骨粉を使う習慣がないことなどを理由に途中で断ったことも、経緯はともかく政策判断の間違いだった」。この部分を次のように修正するというのが第1点でございます、最

初、「とくに農林水産省が、1996年にWHOから肉骨粉禁止勧告を受けながら課長通知による行政指導で済ませたことは」の次ですが、「英国からの肉骨粉輸入を禁止し、牛用飼料への肉骨粉使用がほとんどなかったという事情を考慮しても、（重大な）失政といわざるを得ない。1990年に英国に調査団を派遣したものの感染源となる可能性のある肉骨粉の処理基準強化にとどめたことも、結果として判断が甘かったといえよう。2001年にEUのステータス評価に対し、EUの評価基準がサーベイランス体制や発生状況を考慮していないこと、OIEの評価基準とかけ離れていたことなどからとりやめたことも、経緯はともかく政策判断の間違いだった」であります。

それから、もう1つは、18ページの上から3つ目のパラグラフでございます。「農林水産省の政策決定に最も大きな影響を与えているのが自民党を中心とする農水族議員である。全国の農村を地盤に選出された多くの議員が巨大な支援団体にして強力な圧力団体を形成し、衰退する農業を補助金で支えてきただけに、常に生産者優先の政策を要求し、農業予算獲得を支援してきた。BSE問題のあらゆる局面で農林水産省が打ち出した政策に対し、農水族議員が陰に陽に影響を及ぼしている」。

この部分でございますけれども、「農林水産省の政策決定」の前に、ワンセンテンス追加をしまして、「政策のサーベイランス機能を担うのは中心的に政治である」で、「農林水産省の政策決定」の後ですが、「に当たり、最も大きな影響を与えているのは国会議員とりわけ農林関係議員である。全国の農村を地盤に選出された多くの議員が巨大な支援団体にして強力な圧力団体を形成し、衰退する農業を補助金や農産物輸入制限などを通じて支え、生産者優先の政策を求めてきた。BSE発生後の政策決定にも影響力を及ぼしている。もとより政治活動においては当然ながら、政治が行政を指導する役割を担っている。その意味でも政治が十分に機能を発揮せず、対策の遅れを招いた一因になったことも指摘せざるを得ない」。

以上でございます。

高橋委員長 以上の2点が重要な変更点でございます。まだそれ以外に字句の修正あるいは語尾の修正等もございますが、これから逐一審議していきたいと思っております。

それでは、まず今の大きな2点の修正について、あるいはそれに関連した修正について、岩淵委員からコメントをいただきたいと思っております。

岩淵委員 逐条的には後でご説明するということによろしいでしょうか。

高橋委員長 はい。

岩淵委員 第 部につきましては、まとまった形でこの場で議論していないということもございまして、草案の段階では私の受けとめ方を中心に書きました。その後、さまざまなサウンドもございまして、今回ここに出したのも、基本的にこういうふうに変えたいということではなく、こういう書き方もあるという一種の並列的なニュアンスがかなり入っています。

ですから、きちんとしたご意見を承らずに書いたといえますか、議論する時間がなかったということもありますので、せっかく時間がありますので、皆さんがどういったお考えであるのかということをご意見をぜひ反映させるようにしてほしいというのが私の希望です。

草案と今回のいわゆる修正案との違いといえますと、「族議員」という言葉を今回は使っていないということです。マスコミでは「族議員」は当たり前の話なんですけれども、社会的にやや特殊な響きがあるという批判もあるやに聞いています。それともう1つは、公的な文書になじむかどうかという指摘、そのあたりのところの判断、これをぜひ皆さんでしていただきたいというふうに思います。

それから、もう1つ、きょうのバージョンでは「自民党」という言葉を落としています。1つには、材料が少ない、非常に限られているということで、97年に家伝法の審議はしているんですが、その後のことも含めまして、ほとんどここで議論した材料には入っていない、そういったような御意見がございまして、マスコミ報道ではいろいろ承知しておりますけれども、かといって裏づけがきちんとしたものがないというところがやや弱いという指摘もあります。

それから、族議員といえますか農林関係議員には当然ながら野党もたくさん入っていて、日本全国ほぼ与・野党みさかいなしの部分があります。もちろん自民党の方が強いというのは当たり前の話でございまして。

それから、もう1つ、委員会としての報告書の1つのねらいとしては、日本の食品行政を前向きに改善していきたいという思いもございまして。ですから、そうした中で徹底的に激しく批判すればいいのかということに対する躊躇もございまして。つまり、抵抗勢力として、例えば自民党などと徹底的に対決していくということがいいのか、ちょっといい過ぎかもしれませんけれども、私自身の判断としてはそういう部分もあることは、正直にいつてございまして。それは何も怖いからとか、そんなさもない判断ではございませぬ。

以上、とりあえずそのようなところで。

高橋委員長 ただいまのご発言に特にご質問ございませぬか。これは逐条審議の中で意

見を交換していきたいと思います。

この調査検討委員会の運営は、恐らく初めてのスタイルではないかというふうに思います。それはすべて公開であるということと、スケルトンの段階からあるいは草案の作成から、委員が主体に作成した。しかも、いわゆる作業部会をつくって委員同士が意見を詰めて、そしてある程度の合意を得たものを案として出すというような手順を踏まずに、すべて公開であるということでございますので、こういう場でストレートな案を出し、それをストレートな形で議論し、それを公開の席で傍聴者の皆さんあるいは国民の皆さんにも議論の内容を知っていただきながら修正していく、そういうスタイルの委員会でございます。そういうことを念頭に置きながら議論を進めていきたいと思っております。

それでは、全体に7つの章になっております。これは逐条審議をしていきたいと思いません。

それでは早速(1)の「危機意識の欠如と危機管理体制の欠落」というところについて、意見をいただきたいと思えます。修正意見あるいはもとの原文ということも含めて、ご意見いただければと思えます。どなたかございませんか。

山内委員長代理 確かに危機意識欠如と一言でいってもいいんですけども、恐らくある程度専門的に、この分野にかかわっている行政の人たちは、危機意識はそれなりに持っていたのではないかと。ただ、それをちゃんと表に出していえなかった可能性もあるんじゃないか。要するに、風評被害とかいろんなもので、そこでの情勢判断というのが加わって、結果としての危機意識の欠如ということになってしまったのではないかという気はしております。

高橋委員長 今の点は、3番目の「政策決定の不透明性」といいますか、その点にもかわることでございます。ただ、フランスで聞いた話では、ほんの少数の危機意識を持った人が大きな声でそれを主張し、それが取り上げられたんだというようなことを言っております。少数意見が尊重されるシステムが、どちらかといえば日本では少ない面もあるのでございます。しかし、その辺は3の方で論議したいと思えます。

1についてどうでしょうか。

岩淵委員 あと、細かい修正部分というのは、これは修正した方がいいと私が思っている点です。それぞれの役所からのアピールなども取り入れまして、ちょっと申し上げますと、1行目の「肉骨粉の輸入がきわめて少ない上、遠く離れているので安全という希望的観測もあり」、この部分を「肉骨粉を輸入していなかったことなどから」だけにします。

これは農水省からのアピールです。だから、それがフェザーミール云々ということもあって、やや難しい。ですから、このあたりも専門的なご意見を伺いたいというふうに思います。

それから、「危機意識の欠如は」という真ん中辺の行替えの後ですが、「農林水産、厚生労働省ともBSE発生当時」という、これは委員からのご意見を承って書いたのですが、厚生労働省の方からのアピールもございまして、第 部の方も修正していますので、このところは「厚生労働省」を落とします。「農林水産省は」という形にするのが、事実関係の問題ですのでそう直した方がいいというふうに思います。

それから、その後の「本格的な危機対応マニュアルを持っていない。それが」というところの「危機マニュアルがなく、」で切れて、すぐその後に「混乱した原因の一つとなった」というふうな形にした方がいいと思います。

最後から2行目のところですが、「果断に」の後に「対策を」という文字を挿入するのは、これはごくごく当たり前の話ですが、そのようにした方がいいと思います。

高橋委員長 字句の修正を含めて、今案が出されました。皆さんの合意をいただきたいのは、これは一応先ほど岩淵委員が出された修正案でまいりたいと思いますが、2番目のパラグラフの最後のところになりますか。「肉骨粉使用がほとんどなかったという事情を考慮しても、(重大な)失政といわざるを得ない」。「重大な」を入れるかどうかというのは括弧を書いてあるわけですので、別の形容詞も選択肢としてあるのかもしれないというようなご提案かもしれませんが、「失政といわざるを得ない」という点について、皆さんの意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

砂田委員 この「重大な失政」というのは、ほとんどの新聞が報道しています。私も英語で読んだAP、それからフランス通信、ロイター、共同でも、これは「グレープ・ポリシー・ミステイク」という表現を使っていました。変えるのはかえっておかしいんじゃないですか。何千万の人が読んだんじゃないですか。

高橋委員長 その点については、報道の仕方が適切じゃないというふうに私は判断します。というのは、これは草案であるということ、もちろん詳しく読んだら書いてありますけれども。

砂田委員 外電でも4月2日にファイナルが出るとは書いてありました。

高橋委員長 したがって、既に発表したからこれでなきやいかぬという理由にはならないと思います。ここでの判断を優先したいと思います。内容から考えて、重大な失政で

あったということを委員の1人1人が確認して、ここの表現として生かすか、あるいは別の表現をとるかということでございます。ご意見をいただければと思います。

山内委員長代理　これは1990年から2001年まですべてを通しての結論ということですよ。

岩淵委員　直接かかるのは96年です。

山内委員長代理　直接かかるのは96年。

岩淵委員　「重大な」がかかるのは。

山内委員長代理　「重大な」がかかるのはですね。私はやっぱり「重大な」というのはあった方がいいと思います。あの時点で情報はかなりあったわけですし、そして実際にWHOの勧告もあり、それから厚生省の調査団には農水省の担当官も一緒に行って、そして肉骨粉の危険性といったようなことはかなりちゃんとわかっていたはずだし、要するに情報は十分あった。そこで最終的に指導のままで、法的禁止を行わなかった。外国の国際情勢の動きをその後ずっとフォローしながらの対応をしていなかったという意味では、重大というのは妥当な表現だというふうに思います。

高橋委員長　重大な失政ということですね。

山内委員長代理　はい。

高橋委員長　ほかの意見はございますか。

和田委員　私も同様に「重大な」という言葉を入れた方が、読む人にとっては納得のいく表現だろうというふうに考えております。その上のところに、農水省の担当でBSEの国内発生を懸念した人が20%にすぎないともいえますけれども、逆に20%あったということですから、さっきちょっとお話が出ましたけれども、そういう声が出なかった、生かされなかったということも考え合わせて、やはり「重大な失政といわざるを得ない」という表現で私はいいのではないかと考えております。

高橋委員長　ご発言のない方は賛同いただいているというふうに考えてよろしゅうございますか。

小野寺委員　「肉骨粉使用がほとんどなかったという事情を考慮しても」と書いてあるんです。この後、肉骨粉の使用がほとんどなかったら何でBSEが出てきたんだという話になるので、そのあたりの説明がちょっとないかなということですね。ですから、これはやっぱりもっと具体的に、もし書くのだったら、国内での肉骨粉使用を禁止しなかったとか、例えば、第3国からの輸入の可能性を考慮しなかったとか、もうちょっと何か入れ

た方がいいんじゃないですか。「国内の肉骨粉使用を禁止しなかったことは」とかそういうことを。

高橋委員長 あるいは「ほとんどなかったと考えられていた事情」。

小野寺委員 考えられていたという事情を考慮してもということですか。

高橋委員長 事実は、肉骨粉を使っているわけですね。

小野寺委員 そうですね。

高橋委員長 ですから、全然なかったわけじゃないわけですが、行政当局はこういうふう考えていた。

小野寺委員 使っていなかったと考えていたわけですね。使っていなかったら何で出てきたのかということにどうしてもなります。

高橋委員長 はい。さて、それでは「重大な失政」というところ、藤田委員もよろしゅうございますか。

藤田委員 今の話は、前後関係がつながるかどうかというのはどうなるのでしょうか。

高橋委員長 どこでございましょうか。

藤田委員 「使用しなかった」に、もう少し説明を加えたらどうでしょうか。

小野寺委員 そういうことですね。文章、もう少し何か入れてはどうでしょう。

高橋委員長 では、その字句の修正はひとつお任せいただければと思います。

それでは、1つの重要な論点ですが、「重大な失政といわざるを得ない」という文言について、まだ御意見ございますか。

岩淵委員 ほかの方、きょう欠席されている方たちのご意見はどうなっているのでしょうか。私、その意味もあって前回わざわざ論点になりそうなところを指摘したわけなんです。

高橋委員長 その点については、きょうの論議をもとに正副委員長が修文をして、そして各委員にいろんな手段を使って読んでいただいて、ご意見を伺います。よろしゅうございますか。

それでは、この「重大な失政といわざるを得ない」という文言はそのまま生かすということを進めていきたいと思います。

(1)について、その他ございませんでしょうか。私からは、下から2つ目のパラグラフの最後の方に、米国において「昨年危機管理マニュアルを作成した」となっておりますが、この間、事務局で準備していただいた資料に基づきますと、1998年にU S D Aで出し

ていますね。それから、ここに書いてある「昨年」というのは、2001年はF D Aで出しています。ですから、両方挙げる必要があるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。そういうような点について御意見ございませんか。

それでは、この修正案、若干字句の修正を私どもにお任せいただいた上で、(1)についてはこれを原案として最終報告へ向けての作業を進めていきたいと思えます。

それでは、次に、2の「生産者優先・消費者保護軽視の行政」という点でございます。この点について、まず何か、岩淵委員から。

岩淵委員 2の方では、2つ目のパラグラフで、「肉骨粉は第二次大戦頃に」になっていますが、副委員長から指摘がありまして、「第二次大戦後に」に直してください。「米国で使い始め」、その後の「戦後」をとってください。「各国に普及した」ということですね。

一番最後のところで、下から2行目、「後の公表が原則とはいえ、急を要する」という以下を「原則であるが、情報の緊急性や信頼性に応じ」、その後に「未確認と断った上で」という原文を生かして、「提供することが」の後「必要だ」を、「が求められる」という形にした方が適切じゃないかなと思います。

高橋委員長 ここも今まで論議してきた生産者優先、消費者保護軽視というような理念がこういった事態を起こしたという共通認識の上に立った草案だというふうに考えますが、何かご意見ございますか。

山内委員長代理 1つ細かいことで、今訂正のあった「肉骨粉は第二次大戦後」、これは「米国」ですが、実際技術革新をやったのは米国ですが、使われ始めたのは欧米なので、これは「欧米」としておいた方が、現実にイギリスで肉骨粉によるB S E発生に至っていますので、「第二次大戦後、欧米で広く使われ始めた」といったような表現の方が妥当ではないかと思えます。

高橋委員長 ありがとうございます。そのように修文をしていきたいと思えます。

小野寺委員 「第二次世界大戦頃に」って、確かにそうですけれども、英国ではもっと早かったと思う。1920年ごろということ。だから、欧米ということでもいいです。

山内委員長代理 欧米で1つのインダストリーとしてちゃんとしたサイクルの中に入ったという意味です。

小野寺委員 わかりました。

高橋委員長 それで、その行の一番最後の「自然の食物連鎖」と書いてありますが、

ほかのところで「フードチェーン」という用語を使っておりますが、あえてそれは統一しなくて、「食物連鎖」とされますか。それとも「自然のフードチェーン」ですか。「自然のフードチェーン」というのはちょっとおかしいでしょうか。

岩淵委員　　いかようにでも。専門家のご意見をいただきたい。

高橋委員長　　いかがでしょうか。フードチェーンというのは、生態学でいうと食物連鎖なんですけど、ここでよく一般的に使っているフードチェーンというのは、えさの段階から最後の消費までという、人間の食べ物のことをいっているわけですね。その違いは多少あるので、あえてここでは生態学の用語の「食物連鎖」ということですか。

岩淵委員　　素人考えでそのようにいたしました。

山内委員長代理　　これは要するに草食動物に肉骨粉を与えるという意味での食物連鎖というのですから、やはり生態学の言葉でいった方が誤解がないと思います。

高橋委員長　　よろしゅうございますか。ほかにこの点について、2についてはよろしゅうございますか。また、最後に総括して戻りますのでそこで再びお伺いいたします。和田委員、何かございますか。

和田委員　　あくまでも文章の問題なんですけれども、「生産者優先の体質をうかがわせ、農産物の引き倒しになりかねない」と書いてあるのですけれども、なりかねないんじゃないかと、なったわけですよ。結局手の打ち方が、消費の回復というところにはいかなければ、生産者にとって、決して生産者優先のあれになってこないわけですから、「農産物の引き倒しになりかねない」ということは、もう少し正確にいった方がいいのではないかなと思います。

高橋委員長　　「農産物の引き倒しになった」あるいは「なったといわざるを得ない」というような表現ですか。

和田委員　　もっと適当な表現、岩淵委員、ありましたらと思んですけども。

岩淵委員　　「農産物の引き倒し」が品がないとかそういう意味合いではないですか。

和田委員　　そうじゃないです。

高橋委員長　　では、その辺の修文はまたお任せいただきたいと思います。

岩淵委員　　済みません、ちょっと一言だけ。そういったことが農産物の引き倒しになったかどうかというのを断定するほどの自信がなかったから、「なりかねない」という表現にしたつもりでございます。

高橋委員長　　よろしゅうございますか。

和田委員 結局、消費が非常に落ち込んで、なかなか回復してこないということを考えると、「顛覆の引き倒しになった」というふうに言い切っても間違いではないと私は思うのですけれども、それはほかの方のご意見もありますのでお聞きいただければと思います。

砂田委員 雪印食品が倒産したのは、その具体例ではないでしょうか。

高橋委員長 雪印食品とはちょっと違うと思うんだけど。

砂田委員 やっぱり消費者が選ばなくなったということじゃないですか。

高橋委員長 そうですね。生産者保護の施策が結局、ぐるっと回って生産者に対して非常に迷惑をかける結果になってきたんだというようなことで、じゃ、このところは、「なりかねない」という婉曲な表現ではなくて「なった」というふうな形にするか、多少また文言はお任せいただきたいと思います。

砂田委員 もう1つ。その次のパラグラフで、「また、情報の混乱に伴う風評被害」は、コミュニケーションの問題だから、「情報伝達」、「伝達」という言葉を入れたらもっとわかりやすいんじゃないでしょうか。

高橋委員長 「また、」の次のですが。

砂田委員 「情報の混乱に」、情報はあるんですけども、その伝達方法に問題があったのかもしれないから、「情報伝達の混乱に伴う風評被害」にした方がわかりやすいんじゃないかと思います。

高橋委員長 それは異存ございませんね。より正確になると思います。それでは、第2章についてはよろしゅうございますか。

次に、第3章の「政策決定過程の不透明な行政機構」というところがございます。ここでは大きな修正点がございます。18ページのほぼ真ん中辺のところがございますが、「農林水産省の政策決定に最も大きな影響を与えているのが自民党を中心とする」云々というところが大幅に修正されました。その修正文は先ほど読み上げられたものでございます。自民党という特定政党を名指しにしたものではない。それから、「農水族議員」ということではなくて、「農林関係議員」というような言葉に直っております。

この部分については、いろいろ意見もあろうかと思しますので、ひとつ皆さんどなたからでも結構でございますが、ご発言いただければと思います。

岩淵委員 ちょっと説明というか補足といいますか、これは論点ではなくて、修正した方がいいかなと思っている部分です。18ページの一番上の行です。「存在しないとされ、

きわめて不透明である。」その後ですね。「官僚機構の常として、重要な意思決定は組織の連帯責任であり」というのは、これは日本語として余りなじまないところがありますので、「常として、重要な意思決定」というところを「(重要な)政策判断」あるいは単に「(重要な)判断」でもいいですが、「(重要な)判断は組織の連帯責任として決定され」というふうに直した方がよりわかりやすいかなというふうに思います。

それから、2つ目の段落の後ろの方、「意思決定の先送りを繰り返していたと言えよう」という2段落目の一番末尾のところがありますが、第 部のところ、役所側のアピールで追加されたようなところも取り入れますと、ここに「1997年の衆参両院による行政指導徹底の附帯決議があったものの」というか、かなりかったる言い方ではあるのですが、そういうところも役所側としてはアピールしたいところであろうと思ひまして、そういうことを挿入することも考えられるのではないかなというふうに思います。要するに、要旨は変わりませんが、その間の事情説明です。

その次の段落で、4行目あたり「生産者、関連業界に不利益な指導」。この「不利益な指導」のちょっと説明という意味で、「関連業界」の後に「にとって短期的には不利益な」というふうな感じの注釈を挿入した方がいいのかなという感じでございます。

それから、すぐその後ですが「指導が現場まで浸透するはずがない」というのはちょっと一方的かなと思ひまして、「浸透しなかったこともゆえなしとはしない」というふうな、やや婉曲な表現がいいのかなと思ひています。

最後の段落の一番上の行で、「農水族議員」を落とすということなら、ここは「農林関係議員」ということになります。それから、その後「大臣をはじめ省内に遅ればせながら」、これももう1つの案としては、「農林水産省、さらには一部国会議員にも」と入れて、「抵抗勢力から協力勢力へ迎え入れる」、こういうのはいかがかなというふうに思います。

高橋委員長　　ちょっと待ってください。第3章の最後のパラグラフの1行目の「農水族議員」を「農林関係議員」に変えるということですね。もう1点はどこですか。

岩淵委員　　その後、「大臣をはじめ省内に」というところを「農林水産省」、これは役所ですね。切れて、「さらには一部国会議員にも遅ればせながら」、これは現実にいる動きがございますので、決して政治的な判断とは思ひていません。実際に評価できる部分は評価していいのではないかなというふうに思います。

高橋委員長　　「省内並びに関係議員の中に」ですか。

岩淵委員　　「さらには一部国会議員にも」ということですね。

高橋委員長 「さらには一部の国会議員にも遅ればせながら」、そういう文言を入れてはどうか。新たな改革を目指す動きが出てきたのは省内だけではなくて、一部の政治家の中にもそういう動きがあるということを入れた方がいいということですね。

岩淵委員 それから2行くらい後ですが、「政策判断の軸足を生産者から消費者に移す考え方だ」。この「消費者」の前に「できるだけ」というのを入れた方がいいのかなと思います。これは皆さんのご判断ですが、全部が全部移しちゃうんじゃということで、生産者にも多少は配慮を残した方がいいのかなというふうに思います。このあたりも論点というか、皆さんのご判断です。

高橋委員長 それでは、一番大きなところからまいりましょう。大きな訂正のところをもう一度読んでみたいと思います。第3章の下から2つ目のパラグラフですね。第1次案では「農林水産省の政策決定」云々ですが、その前に「政策のサーベイランス機能を担うのは中心的に政治である。」その後「農林水産省の政策決定に当たり、最も大きな影響を与えているのは国会議員とりわけ農林関係議員である。全国の農村を地盤に選出された多くの議員が巨大な支援団体にして強力な圧力団体を形成し、衰退する農業を補助金や農産物輸入制限などを通じて支え、生産者優先の政策を求めてきた。」行を変えて、「BSE発生後の政策決定にも影響力を及ぼしている。」また行を変えて、「もとより政治活動においては当然ながら、政治が行政を指導する役割を担っている。その意味でも政治が十分に機能を発揮せず、政策の遅れを招いた一因になったことも指摘せざるを得ない。」この部分の意見を交換したいと思います。どなたからでもどうぞ。

山内委員長代理 政策決定の不透明性。私は政策というレベルまでとてもわからないのですが、科学的判断に基づいて行政対応を決める、そのプロセス自体がやはり不透明なところがある。それから、科学的判断に対して、また政治家の方からのいろいろな働きかけというか圧力がある、そういった事態というのは、BSEにあったかどうかよくわかりませんが、これまでの家畜衛生行政においては、そういった事例は何回もあったというふうに理解しております。

したがって、不透明なところというのは、まずそういう科学的判断に対してまでいろいろ意見が出てくるということ、これは本来はあってしかるべきじゃないと私は思うんです。やはり科学者の判断というものは尊重した上で、それに基づいた行政対応を行うべきなんです。そこがどうもごっちゃになっていたのではないかというふうに思います。したがって、こういう表現はかなり妥当な内容だろうというふうに思います。

高橋委員長　ほかにご意見はございませんか。

では、私から。実は今修正が出た後半部分、「BSE発生後の政策決定にも影響力を及ぼしている」という点でございますが、これは残念ながら、この委員会で検証しておりません。新聞報道等で推測することはできますが、この委員会で資料を求めて、そこで審議したものでないのをここに掲載するのは避けるべきではないかと思えます。

むしろ、そこから後の部分を、こういうような文章に訂正してはいかがかというふうに考えます。「そのような政官癒着が政策決定の不透明性を増幅させてきた可能性があるのではないか」といわんばかりのことを書いてみたらどうかと思えます。むしろ、こういった生産者優先の政治体質が陰に陽に国の行政の政策決定あるいは国の決定の不透明性を増幅させてきたというふうな形で、この表題にあるような形へ結論を持っていった方がいいのではないかと思えます。

具体的に、「BSE発生後の政策決定にも影響力を及ぼしている」という断定は、私どもは検証していないということと、最後のところで、「その意味でも政治が十分に機能を発揮せず、政策の遅れを招いた一因になったことも指摘せざるを得ない」というのも、これは残念ながら、資料を求めて検証していないところでございますので、断定するには十分ではないのではないかというふうに考えている次第です。これは私、委員としての意見でございます。

岩淵委員　いろいろってなんですけども、「政策決定にも影響力を及ぼしている」という表現にも修正候補案を出していますが、この点につきましては、委員長のご指摘もそれなりに筋は通っているかなと思えます。「影響力を及ぼしているのではないか」という説もありましたが、このところはなくても構わないという感じがいたします。

それからその後ですけども、これは一般論なんですけども、もとよりの後、「もとより政党政治なканずく議院内閣制においては、当然ながら政権政党が、行政を指導監督する権限を持ち、責任を負っている」というのは、当たり前の話で、政治のイロハなんですけども、その意味でも、「政治が本来の機能を十分に発揮せず、対策の遅れを招く一因になったことも指摘せざるを得ない」というのが私の意見です。ですから、この点につきましては、皆様のご意見が違えば、当たり前ですが、否決されると思えます。

高橋委員長　いかがでございましょう。ご意見をいただければと思えます。

山内委員長代理　さっきもいいましたように、風評被害の方を恐れてというか、生産者保護という視点からの政治であったと思うのです。ですから、私はこの表現で妥当だと

思います。ちゃんとやるべきことではなくて、別の形での政治指導、強制指導というのが行われていたのではないかというように受けとめております。

高橋委員長　　そういう意見が出ました。いかがでしょうか。繰り返しますが、私の意見は、やはり科学的な何といいますか、実証主義で、そのところをちゃんと実証できていれば、ここは大いに書くべきだけれども、残念ながら、このことは論議してないし、そのことについて資料の提出も求めておりません。ですから、それこそ風評というか、うわさ、新聞報道程度のもので結論を出すというのは、この報告案、答申としては、どうも不適當ではないのかと思います。むしろこういう内容のことについて、私も感じないわけではございませんが、報告書に書くにはまだ熟してないと思うのです。

岩淵委員　　もう一度申し上げますが、これは制度論でして、政治は当然ながら、そこまで行政をきちんと指導監督あるいはコントロールする責任を負っているというのは当たり前の一般論ですけれども、それもこの報告書にふさわしいかどうか、あるいは議論を尽くしたかどうかといわれれば、それはそれでいかようにでもということですよ。

高橋委員長　　政治論は、このところでやってないはずですよ。

藤田委員　　起草されて大変十分な配慮を行いながら書かれている文だと思うのですが、今お話がありましたように、今初めてやっておりますよね。ですから、その辺がどうかな、書けるのかなという感じを個人的には持っています。

高橋委員長　　ほかのご意見はいかがでしょうか。

小野寺委員　　こういうのは、恐らくこの後、資料編というのをつくると思うのですけれども、資料編にどのくらいそれを裏づけるものが入っているかということ、恐らくかなりゼロに近いと思うのです。新聞記事等は別として、そうなると、やっぱりある程度抑えておいた方がいいかなと思うのです。

高橋委員長　　いかがでしょうか。和田委員、砂田委員、ノーコメントですか。

砂田委員　　ノーコメント。

高橋委員長　　今のところは両論出ておりますので、少し時間をかけたいと思います。

岩淵委員　　委員長のおっしゃっているのと両論だとは決して思っておりません。委員長のおっしゃっていることは、当然入るべきであろうと思います。

高橋委員長　　いや、修正案の「BSE」以下を、文言を変えるという提案でございます。それに対して、一般論であるし、こういう内容も適當ではないのかという意見があった。ですから、この文言は生かせという意見があるというふうを考えて、両論と考えてお

ります。

山内委員長代理 「BSE発生後の政策決定にも影響力を及ぼしている」、ここは削除するということですか。

高橋委員長 ええ、そこから以下です。

山内委員長代理 それから以下すべてを削除するかどうかという意味での両論ですね。委員長がいわれた対案をもう一度聞かせていただけるとありがたいです。

高橋委員長 その前の修正で、「BSE発生後」というところから削除する前の文言を読みますと、「衰退する農業を補助金や農産物輸入制限などを通じて支え、生産者優先の政策を求めてきた。そのような政官癒着が政策決定の不透明性を」、そこからの文章は、まだどういうふうにするのか、「助長してきたと考えざるを得ない」とするか、多少動詞の部分は今後修文するにしても、要するに、政官癒着ということが、政策決定の不透明性を増幅してきたんだということで、いわんとすることが全部吸収されるのではないか。ただ、それも表現として、「そういうふうに理解される」とか、「考えられる」とか、そういうやや軽い表現にせざるを得ないと思うのです。

岩淵委員 皆さん大体そのようなご意見のようですから、それでいいじゃないですか。

山内委員長代理 大変いいと思うのです。政官癒着というキーワードが今度新たに入ったような感じもするのですけれども、意味としては非常にわかりやすくなってきている。要するに、その前の文章は、どちらかという、かなり一般論で若干漠然としている。私は今度の方が、意味としてはすっきりしてきたと思います。

高橋委員長 それでは、私の提案のような、「そのような政官癒着が意思決定の不透明性」、それはタイトルにございますが、「を助長させてきた」、あるいは「増幅させてきたと指摘せざるを得ない」というような文言に修正していきたいと思います。

それでは、この第3章について、それ以外に何かございますか。

小野寺委員 細かいことで恐縮ですけれども、「農林水産省が2001年まで何ら対策を取らなかったのも、」と書いてあったんですけれども、恐らくこれは2001年じゃなくて、2000年だと思うのです。

高橋委員長 18ページの8行目ぐらいですか。これは2000年まで。

岩淵委員 はい、そうです。

それと、細かいんですが、さっきの修正の話の中で、「サーベイランス機能を担うのは中心的に政治」というのは、「中心的に担うのは政治である」という方が、日本語として

はごくごく普通ではないかと思います。

それから、「自民党」という言葉については、皆さん、どういうふうにお考えなんでしょう。それでいいのかどうか。取っていいのか。残すべきだという主張があるのかどうか。

高橋委員長 既に取った修正案をもとに議論しているので、「自民党」という特定政党名は、こういう報告書に出すのに適当ではないというふうに私は判断したのですが、特に今の点で入れるべきだというご意見がございましたらどうぞ。 ございませんね。それでは、やはり特定政党を名指しにすることではないのではないかと思います。

それでは、第3章については一応よろしゅうございますか。

続いて第4章、「農林水産省と厚生労働省の連携不足」というところでございます。ここで若干の字句の修正等ございましたらどうぞ。

岩淵委員 2行目に「食品衛生は」というのがありますが、その前に「畜産・」を挿入していただきたいと思います。これは事実関係の方でアピールがありましたので、「畜産・食品衛生は厚生労働省と農林水産省が役割分担してきた」と続きます。

それからずっと行きまして、次のページの5行目、「厚生労働省はまったく意見を言わなかった」。これは第 部で出ていますが、「まったく」という言葉はいい過ぎですので「まったく」を削除してください。

それから、最後の段落の1行目、「権限が農林水産省に集中し、」云々となっておりますが、そこのところを、「集中しているにもかかわらず、有効なチェックシステムを構築していなかった」というふうに直した方が、きちんと整合性がとれるのではないかと思います。

それと一番最後のところは、皆さんからご意見を伺って、「チェック機能の不在が最悪の結果」は、「最悪の結果」ということでいいのかどうか。あるいは「事態の悪化」という表現もあると思います。このあたりはどうでしょうか。

高橋委員長 今の修正案が提案されました。多少論議するのは、一番最後の評価のところ、**「最悪の結果を招いた」ということではなくて、「事態の悪化を招いた」に直したい**ということ、それは結構ということのようです。

その他、これは今までさんざん論議をし、資料にも大分関係資料が掲載される点でございます。 特になければ、前に進ませていただいてよろしゅうございますか。

それでは、5番目の「専門家の意見を適切に反映しない行政」というタイトルです。こ

の第5章について、岩淵委員の方から字句の修正等ございましたらどうぞ。

岩淵委員 2つ目の段落の2行目に「リスクの評価など」とあるのは、「など」というあいまいな表現よりも「評価については、専門家の意見が」という形にした方がはっきりするのではないか。

それから3つ目の段落、一番前の行で、「基本的な問題点は、すでにグローバルスタンダードになっている」という表現がありますが、こここのところで論じているといいますが、問題にしているのは、過去の話でございまして、グローバルスタンダードというのは、ヨーロッパ諸国においても、比較的近年グローバルスタンダードになってきたという認識があります。その上、第 部でグローバルスタンダードを明確に打ち出していますので、この部分は削除していいのではないか。あるいは削除した方がいいのではないかと思います。

以上です。

高橋委員長 今回の修正提案も含めてご意見をいただきたいと思います。

山内委員長代理 1つは、非常に単純なことです。2つ目のパラグラフの「独立性の高いEUの科学委員会」は、現時点では科学運営委員会ということになると思います。

それから次のパラグラフの「基本的な問題点は、」というところで、手前の方の部分を削除するのはいいと思うのですが、やはりリスクアセスメントとか、リスクコミュニケーションが欠落していたといった表現は残した方がいいのではないかという気がします。

岩淵委員 申し遅れました。グローバルスタンダードのくだりだけを削除という意味です。済みませんでした。

高橋委員長 「すでにグローバルスタンダードになっている」というところまで削除して、「リスク分析の考え方が欠落していたことである。」ということは生かす。結構だと思います。

第5章について何かございましょうか。学会が力不足で（「関係する学会も政府に提言する意識と行動力が不足していた。」）というのは、これは私の発言から出たわけですが、他学会はどうですか。

岩淵委員 各方面の学会から反省の意見もいただきました。

高橋委員長 そうですか。反省しっ放しじゃ困るのですが。

それでは、特にないようでしたら、第6章の方へ移りたいと思います。「情報公開の不徹底と消費者の理解不足」という点でございまして。この点で岩淵委員から何か修正点がご

ございましたらどうぞ。

岩淵委員 2行目のところですが、「一部メディアが存在するのは事実だが、」それ以降、「事実、」で切れて、「BSE問題でも誤解を招く報道があった。」読点で切れて、そのくだりの「ただし、」までを削除して、その後「正確で科学的な」につなげてはいかがかと思います。

それから、その2行後に、「食の専門家が」になっていますが、これはご指摘がありましたので、「食の安全についての専門家が」というふうに直す。

それから、一番最後の段落で、「消費者の受け止め方にもやや過剰な」とあるのですが、「やや過剰」の「やや」が必要かどうか、皆様のご意見をぜひ伺いたいと思います。

高橋委員長 修正点をもう一度いいますと、2行目の「一部メディアが存在するのは事実」までは生きて、「事実で、BSE問題でも誤解を招く報道があった。」というふうに直す。そして、その1行後の「正確で科学的な解説記事の充実が」につないでいく。したがって、もとの原案では、「BSE問題に関する報道に関する限り大きな混乱はみられない」という点が、これは大分評価が逆転しているのですが、そういう提案でございますね。

岩淵委員 はい。

山内委員長代理 この項目では、主として発生後のマスコミ対応が触れられていて、発生前の問題が出てないんですね。BSEのグローバルリスクというのは、国際的には、2000年秋から物すごくたくさんの情報が、新聞にも出ていた。日本の新聞では、実は余り出てきてないんです。ただし、日本でも英字新聞には出ているんです。ジャパントイムスなんかにはかなり詳しく出ているんです。

日本の新聞がどういうふうに対応していたかということ、「日本での発生はどうか」と農林水産省に聞いているんです。お役所の発言しか入っていない。ほかの人のコメントはないんです。「日本の状況はどうか」という点について私のところへ聞きに来たマスコミは、BSEが発生するまでいなかったと思います。ですから、やはりグローバルリスクがあれば国際的に騒がれ、日本でも英字新聞ではちゃんと出ていたのに、日本の新聞が対応していなかったということは、やはり指摘すべきではないかと思います。

高橋委員長 その点に関連して、この章の表現、文言について、砂田委員、何かございますか。

砂田委員 食育運動を20～30年間やってきた人間として、私はどうして食のページ、

栄養、食品安全、消費者問題のコラムが確立されていないのかと不思議に思います。スポーツ、体育に比べて、記者の層とか、報道範囲が、国際比較すると、大変貧弱というか、育っていないと指摘した方がいいかもしれないですね。国際比較すると、やはりおかしい。私たち食生活ジャーナリストの会も設立後12年になるのですが、ページがないものですから、コラムを持ちたくても持てない。料理関係、食文化、由来、食材などは本当にたくさんあります。だけど、こういう食の安全問題、例えば食をどう賢く選んだらいいかというリスクコミュニケーションは、日本にはほとんどないのが現状です。

高橋委員長 その点については第 部の課題で、既にかかなりの修正があると聞いておりますので、そこで集約したいと思います。

そこで、大臣のコメントの安全宣言にかかわって、マスコミの伝え方等も変えてございますが、この辺はどうですか。

和田委員 その前のところですが、上から3行目の「正確で科学的な解説記事」は、ある程度あると思うのですけれども、正確で、科学的で、なおかつわかりやすいということが必要なんです。ですから、「わかりやすい」という言葉を入れていただきたいと思えます。

高橋委員長 はい。難しいことですが。

和田委員 難しいです。

高橋委員長 だけど、必要なことですね。

和田委員 私たちが自分のところの機関誌にこういうものを書きまして、専門の先生に「これでいいですか」と伺うと、「正確にいうと、ちょっと違うんだけれども」といわれるのです。今度は専門の先生が書いていらっしゃるような書き方をすると、会員から、「読んでみてもわからない」といわれるものですから、正確で、なおかつわかりやすいというのは、本当に難しいなと思えますね。

高橋委員長 そこはよろしいですね。

岩淵委員 はい。

それから、先ほど誤解を招く報道があったということについて、委員長から、見方が変わったというご指摘がありましたけれども、これをどういうふうに見るのかということについて、前回も皆さんに意見を募集しましたけれども、ずっとなかったのですね。でも、直近になりまして、あちこちからさまざまな意見が寄せられたということで、具体例を挙げますと、例えば大臣コメントが安全宣言として伝えられたとか、一部役所との間でいる

いと、正確か不正確かということで論点になっている部分があったり、それはどちらが正しいということはここではわかりませんが、あと、今回の草案に対する扱い方も、結果として国民をミスリードする形になった。

ただ、これは情報公開といいますか、こういう場の公開のあり方と、それから報道のあり方ということの問題なので、これを考え出すと、もう切りがないくらい大変に難しい問題であることも事実でありまして、字面になっているから、それは当然いいんだという論議もありますし、そういったようなこともありますので、私は前々からといいますか、表へ出たときから、この件については、第 部に関してはまとまった議論をしていないため、これから変わり得るので注意してくれということは、この席で申し上げておいたつもりです。

以上です。

高橋委員長 さて、そのような修正を含めまして、第 6 章は以上でよろしゅうございますか。

それでは、最後の第 7 章、「法律と制度の問題点および改革の必要性」というところで。これは第 部につなぐ意味も含まれていると思いますが、岩淵委員からどうぞ。

岩淵委員 その前に、先ほどの 6 章の 3 つ目の段落で「消費者の受け止め方にもやや過剰な」の「やや」はどうでしょう。

高橋委員長 そうですね。問題提起になりました。第 6 章の下から 4 行目、「消費者の受け止め方にもやや過剰な反応がみられ、」の「やや」を取るかどうかということですが、中にはクールな消費者もいるとすれば、「やや」ということを入れてもいいと思うのですが、どうでしょう。確かにかなり過剰な反応があったことも否定できないけれども、それに影響されない消費者もいたのではないかと。

岩淵委員 皆さんがそれでよろしければそれでいいと思います。

高橋委員長 どうでしょうか。

和田委員 私は「やや」が入った方が適切な表現だと思います。

砂田委員 私も入れた方がいいです。

高橋委員長 それでは、「やや」を入れましょう。

第 7 章について修正点がございましたら、どうぞ。

岩淵委員 最初の段落の下から 3 行目の「指示に従えば無罪放免になる。」というのは、私はわかりやすく書いたつもりなんですけど、無罪放免というのも何かちょっとなじま

ないかなと思ひまして、「責任を問われない」とか、そのような表現の方が妥当かなと思ひます。

それから、その段落の一番最後の「違反続発の誘因になった。」は、「違反続発の誘因になったとの指摘もある。」ぐらいがいいのではないか。これについては皆さんのご意見をお伺ひしたいと思ひています。

それから、その次の段落の頭のところで、「いずれも罰則を強化する方向だが、」というの、これからの話で、ここで総括的に考えるテーマとしてはどうか。要するに、第部の方の話かなという感じがしております。

あるいは、全部が罰則強化の方向かという、そうでもないという指摘もありますので、このところを削除して、「いずれも罰則を強化する方向だが、」を取って、その後、さらに「各法の整合性と連携が取れていない」という表現については、皆さんのご意見はいかがなものかなと思ひます。ここまで全部取ってしまうということも十分考えられると思ひます。それでその後の「食の安全確保」に続くということになっています。

以上です。

高橋委員長 修正点が3つばかりありました。20ページの下から4行目の「無罪放免」という言葉を別の言葉に変える。

それから、下から2行目の最後に、「との指摘もある。」を入れる。20ページの一番最後の行の「いずれも罰則を強化する方向だが、」を消す。これは、将来にかかわることで、第部のテーマではない。

その後の「各法の整合性と連携が取れていない」ということは、問題点として指摘するということで、残すのか、あるいはあわせて削るのかというようなことを審議してほしいということでございます。

今の点を含めまして、ほかの点でも結構ですが、第7章についてご意見がございましたらどうぞ。

和田委員 真ん中ぐらいに「公正取引委員会が担う不当景品・表示取締法」といっているのですが、全部を書くと、確かに法律は長いのですけれども、「不当景品・」を入れるなら、その後は「表示取締法」ではなくて、「防止法」です。正確に書いた方がいいのではないかなと思ひます。

高橋委員長 それから、21ページの1行目の「食の安全確保を包括的に規定する基本法も欠けている。」という文言になっておりますが、これは前回の議論で、基本法という

名称はとらないということにしたので、これは整合性をとった方がいいと思います。どういう表現になるのかは、ひとつお任せいただければと思います。

さて、各法の整合性と連携がとれていなかったことを問題点として指摘をするということはいかがか。これもあわせて削除をするという案もあるようですが、何らかの形で文章として残せないかと思うのです。いかがでしょう。20ページの一番下の行の後半部分ですね。「各法の整合性と連携が取れていない」。しかし、これは次の第 部でかなり論じていますから、いいですね。では、あわせて削除するというので、「食の安全性を確保する包括的な法律に欠けている」ということで、そこから次の行をつなぎます。

山内委員長代理　　そうか。失礼しました。これは上の方の最初の1行目、2行目にずっと書いてあって、「家畜伝染病予防法、飼料安全法などに分かれ、」となっている。この前に「各法の整合性との連携が取れていない」というふうにしたらと思ったのですが、これは別の方の法律の話になってしまうのですか。結局はこの今の食品衛生法、と畜場法、家畜伝染病予防法、飼料安全法での罰則の具体例を書いてあるわけですね。

高橋委員長　　そうです。

山内委員長代理　　それでしたら、ここのところに、「などに分かれ、各法の整合性との連携が取れておらず、また罰則も軽い」といったような表現で入らないかと思うのですが。

岩淵委員　　はい、そのようにしていただければと思います。

高橋委員長　　その方がよろしいのか。確かに整合性と連携のあり方については第 部で論じますが、それへの問題点として、要するに、今回の事態で発生するいろいろな問題点の1つに、いろいろな法律の連携、整合性がなかったということ、どこかの項目に1行入れればという意見ですが、藤田委員、いかがでしょう。

藤田委員　　別段、問題意識を持っているわけではないというか、入れないといけないとか、外さないといけないということではない。今ちょっと思っているのは、どの程度論議したのかなということです。記憶に余りないのです。整合性が全くなくて連携がとれていなかったということがありましたか。欠席しているところもありますので、ちょっと自信がないんですけども。

高橋委員長　　法律論そのものは余り論議をされていませんが、皆さんの発言の端々にいろいろ出ていたことは記憶にございますね。恐らく議事録にもあるだろうと思います。特に日和佐委員、和田委員の発言の中でいろいろ出ていたように記憶しているのですが。

和田委員 よくわからなくなってしまったのですが、上にありますのは、食品衛生法、と畜場法と幾つか並んでいますね。それから、下の方は、表示に関係のある食品衛生法にも定めがある食品表示と関連ある法制度として、JAS法と景品表示法が書いてあるんですね。そして、この「いずれも」というところからの「各法の整合性と連携が取れていない」というのは、私たちが一番身近に感じているのは、食品衛生法とJAS法と景品表示法なんですけど、今お話を伺っていると、この上の法律はその両方が必要になってくるわけですね。

高橋委員長 なるほど。そうすると、具体的に出たのは、食品衛生法の表示の品質保持期限、それからJAS法の賞味期限、その違いの問題がかつて論議されましたね。そういう意味で、表示問題に関しての整合性がないということで、書かれていた原案ですが、それでは、どうですか、ここは第 部 に十分書かれていますので、一応削除するというところでよろしいですか。

岩淵委員 はい。

高橋委員長 それで第7章はよろしゅうございますか。 では、全体を通して、もう一度何かご意見がございましたら、伺いたいと思います。

なお、今までこの第 部 は、専ら委員の意見の集約するところでございますので、委員だけの議論を続けてまいりましたが、背景になっているといいますが、この文章の中にある事実認識について、特に指摘される箇所がございましたら、多少時間がございましたら、ご発言いただきたいと思います。何かございますか。 それでは、ないようでございます。

さて、あと、全体のフレームについて、フレームというか、報告書のスタイルでございます。資料はございませんが、まず「はじめに」というのを私が書こうかと思っております。その後本文がつきます。その後、委員会の設置要領及び委員名簿がつきます。さらに開催経緯がついて、それで報告書になります。それ以外に参考資料がつく。場合によっては合冊になるものもあるということでございます。

「はじめに」には何を書くかということで、今若干考えていることをご披露しますと、まずこの調査検討委員会が開催されるようになった背景を簡単に書いて、そしてこの委員会が設置された経緯を書いて、それから委員会の開催の経緯を書く。それから委員会とこの報告書作成上の特徴、先ほど、私少し発言しました。公開性あるいは委員主導の報告書作成という点などを書いてみたいと思います。それからその後、報告書の概要、第 部、

第 部、第 部はどのような性格のものであったのか。その後、この調査検討委員会で、農林水産省、厚生労働省ともどもいろいろな資料を提供していただいたことへの簡単な謝辞を述べてみたいと思っております。

そんなようなスタイルで、せいぜい2ページか3ページぐらいでおさめようかなと思っておりますが、これもまた素案ができましたら、回覧というか、メール等でコメントいただいて、修正していきたいと思っております。

よろしゅうございますか。「はじめに」というところで、特にこういう項目を入れるべきではないかというご意見はございますか。

岩淵委員 希望ですけれども、かねがね皆さんのご意見の中でも出ていたと思うのですが、要するに、ゼロリスクはあり得ないとか、予防原則だとか、消費者保護優先とか、そういう大所高所論を、当然ながら委員長はお書きになるのかなと私は認識していたのですが、そういうことではないのでしょうか。

高橋委員長 それはむしろ本文を読んでいただいて、できるだけ優しく書いた方がいい。「はじめに」というのは、皆さんに読んでいただくので、これを読んだらその次を読んでもみたくなるようなものを書きたいなということで、余り説教調はやめたいと思っております。

いかがでしょう。よろしゅうございますか。 それと、あと用語解説みたいなものをつけたらどうか。OIEといったって、何だかわからない人はたくさんいるわけですね。FDAとか……。

砂田委員 コーデックスとか。

高橋委員長 コーデックスもわからない。

小野寺委員 WHO。

高橋委員長 WHOはわかるだろうと思いますが、要するに、そういうものを解説するというので、あと、リスク分析ということについて、たくさん出てくるけれども、多少参考資料には入るわけですね。本文の解説のところ若干入れるかどうかというようなことは、少し事務当局とも相談しながら考えていきたいと思っております。

少なくともアルファベットの略文については解説を入れるということで、日本語についてもあるかもしれませんが、この字はどうしても解説すべきだというものがありましたら、入れたいと思います。それから、いろいろな法律の略称はしようがない。そのまま書いたらえらく長いですが、研究機関の名称なんかはフルネームで書いた方がいい。その辺の修

正、訂正はお任せいただきたいと思います。

今後の進め方

高橋委員長　それでは、今後の進め方でございますが、本日の委員会でのご指摘を踏まえて、委員長、委員長代理で27日までに報告書案を作成し、それを事務局がそれぞれの手段を使って、27日中に、また夜遅くなるかもしれませんが、各委員に発送したいと考えております。その後、各委員からのご意見をいただきながら、それを集約し、4月2日火曜日の最後の委員会にかけてご議論いただいた上で、取りまとめを行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

次回の日程

高橋委員長　それでは、次回の委員会の日程について確認させていただきます。

次回は4月2日、火曜日の午後1時から農林水産省において開催することにしたいと思っております。各委員の方々におかれましては、ご多用の中、よろしくお願ひします。この日は、たしか8名は参加できる予定でございましたか。その日に両大臣にお渡りする。これもまとめればということですね。最後の字句の修正等、出てくる可能性もございませうので、その後のことについては、もう少し柔軟に対処するようお任せいただくことにして、以上で日程はよろしゅうございませうか。

閉　　会

高橋委員長　それでは、相当時間がかかることを覚悟してまいりましたけれども、皆さんに協力していただきまして、予定の時間をやや残して、これをもって閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

了